

参考資料1

東北農政局提供資料

平成26年9月16日

「攻めの農林水産業」 の実現に向けた新たな政策の概要 〔第2版〕



平成 2 6 年 8 月

農林水産省

目次

ページ	
1	I 農林水産業の現状
2	II 農林水産業・農山漁村の潜在力
3	III 「攻めの農林水産業」の展開方向
	IV 具体的施策
	1 国内外の需要拡大
4	(1) F B I 戦略による食文化・食産業の海外展開
6	(2) 和食・和の文化の国内外への発信
8	(3) 新たな国内需要への対応
9	(4) 食の安全と消費者の信頼の確保
	2 農林水産物の付加価値の向上
10	(1) 生産・流通・加工が一体化した「6次産業化」の推進
12	(2) 地理的表示保護制度の創設
13	(3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの活用
14	(4) 新技術等を活用した新しい農業の実現
15	(5) 畜産・酪農の競争力強化
	3 生産現場の強化
16	(1) 担い手への農地集積
17	(2) 経営所得安定対策の見直し
18	(3) 水田のフル活用と米政策改革の推進
20	(4) 農協・農業委員会等に関する改革の推進
21	(5) 多様な担い手の育成・確保と生産コストの削減
	4 多面的機能の維持・発揮
22	(1) 日本型直接支払制度の創設
24	(2) 人口減少社会における農山漁村の活性化
25	(3) 野生鳥獣による農林水産業被害対策の推進
26	5 林業の成長産業化
27	6 水産日本の復活に向けた取組の推進
28	政策用語の解説
29	農林水産省の組織と関連キーワード

本パンフレットは、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造本部」においてとりまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日決定、平成26年6月24日改訂）を基本に、補足説明や資料を追加したものです。

I 農林水産業の現状

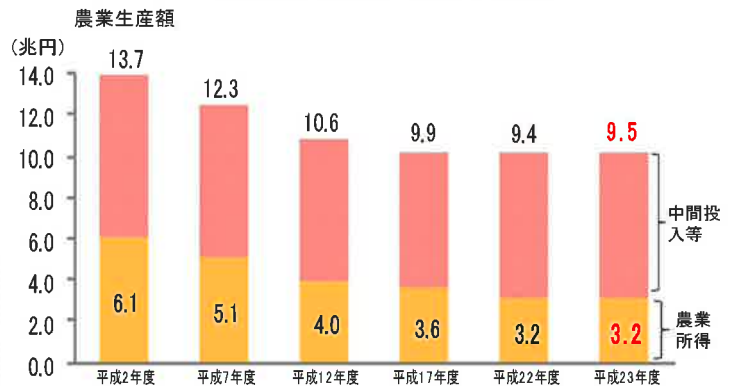
農業生産額・農業所得の減少

農業生産額・農業所得は、平成2年度と比べ、それぞれ3割減・半減となっています。

資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

農業生産額：農業生産活動の結果得られた生産物を生産者価格で評価した額及び農業サービスの売上高等の合計（中間生産物（種苗、飼料作物等）を含む。）
 中間投入：農業生産に投入された財・サービスの費用（種苗（畜産動物の種付け料及びもとと畜費を含む。）、肥料、飼料等の諸経費）
 農業所得（農業純生産）：農業生産額－中間投入－（固定資本減耗＋間接税－経常補助金）。
 （注：雇用者所得、家族労働に係る所得等を含む。）

【農業生産額・農業所得の推移】



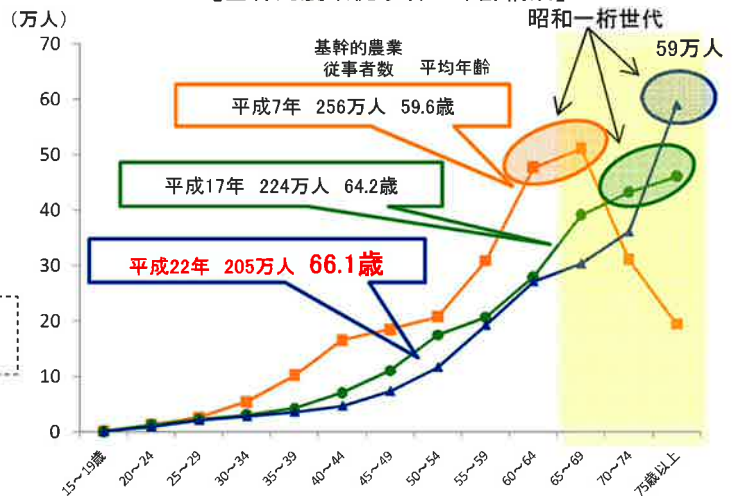
農業者の高齢化

基幹的農業従事者（205万人）の平均年齢は66.1歳（平成22年）であるなど、農業者の高齢化が進んでいます。

資料：農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、専従仕事として主に自営農業に従事している者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等含まない。

【基幹的農業従事者の年齢構成】



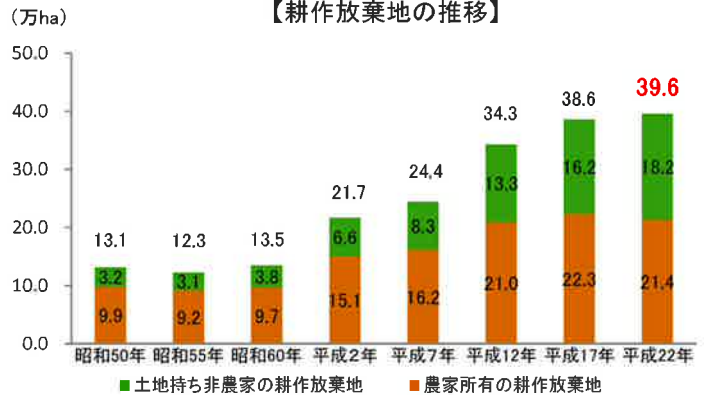
耕作放棄地の増加

農地面積は減少が続き、耕作放棄地は滋賀県とほぼ同じ面積（約40万ha）に拡大しています。

資料：農林水産省「農林業センサス」

土地持ち非農家：農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

【耕作放棄地の推移】



世界の食料需給はひっ迫基調

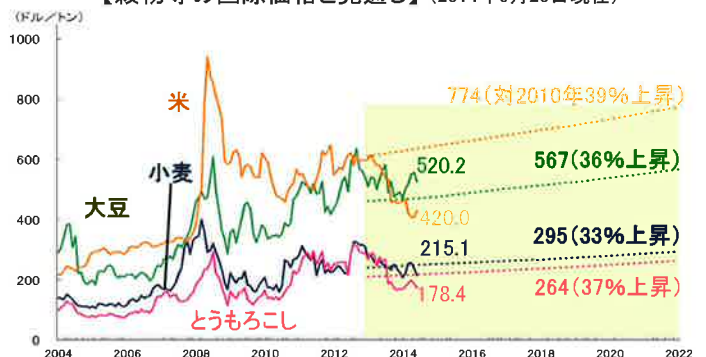
世界の食料需給は、穀物の収量の伸びの鈍化、人口増加などにより、不安定になりつつあり、大豆、とうもろこしの国際価格は、主産国である米国で高温・乾燥のあった2012年に史上最高値を記録しました。

今後とも、中長期的な穀物需給は、ひっ迫基調で推移する見込みです。

資料：シカゴ商品取引所、タイ国貿易取引委員会、農林水産政策研究所「2022年における世界の食料需給見通し」

天候が平年並みに推移した場合の予測価格（予測値、名目価格）

【穀物等の国際価格と見通し】（2014年6月20日現在）

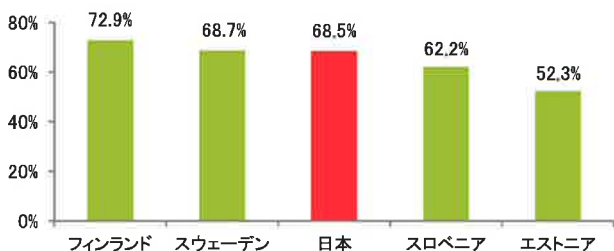


II 農林水産業・農山漁村の潜在力

農山漁村の持つ潜在力

日本の農山漁村は、①丹精込めた食べものづくりの技術と伝統、②世界に評価される日本食とおもてなしの心、③世界有数の森林・海洋資源（森林率（国土の68.5%）は世界3位（グラフ注参照）、排他的経済水域（EEZ）の面積（447万km²）は世界6位）、④再生可能エネルギーのポテンシャルなど、日本の成長の糧となる大きな潜在力を有しています。

【森林率（上位5か国）】



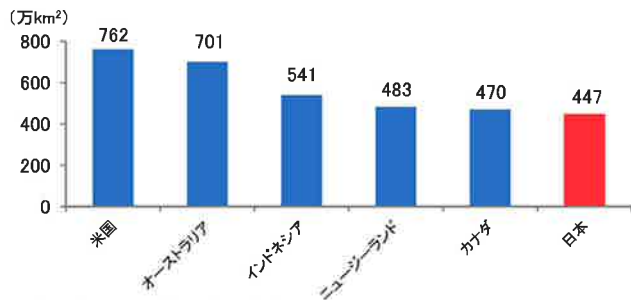
資料：FAO「Global Forest Resources Assessments 2010」

注1：OECD加盟国及び森林面積が1,000万ha以上かつ人口が1,000万人以上の国を対象。
注2：土地面積（内水面面積を除く）、森林面積は2010年、人口は2008年の数値。



山口県長門市の棚田

【排他的経済水域（EEZ）面積（上位6か国）】



資料：米国国務省及び海上保安庁資料

世界の食の市場は今後倍増

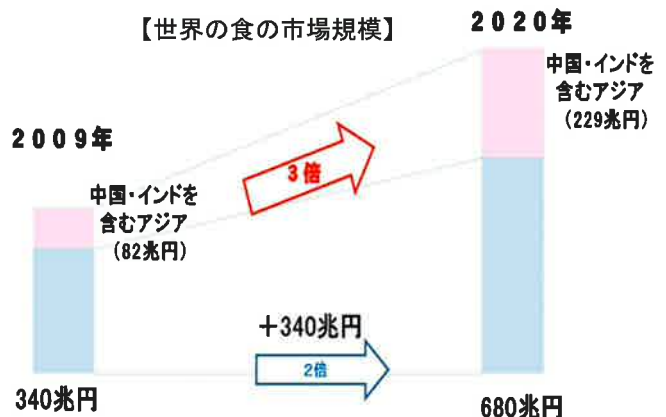
世界の食の市場規模は、2009年の340兆円から2020年には680兆円と倍増が見込まれます。特に、中国・インドを含むアジア全体では、約3倍増になると見込まれます。

資料：ATカーニー社の推計を基に農林水産省作成

注1：2009年為替平均値である1ドル94.6円で換算

注2：中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計

注3：市場規模に日本は含まない（日本は、58兆円（2009年）から67兆円（2020年）へと約1.2倍に拡大）



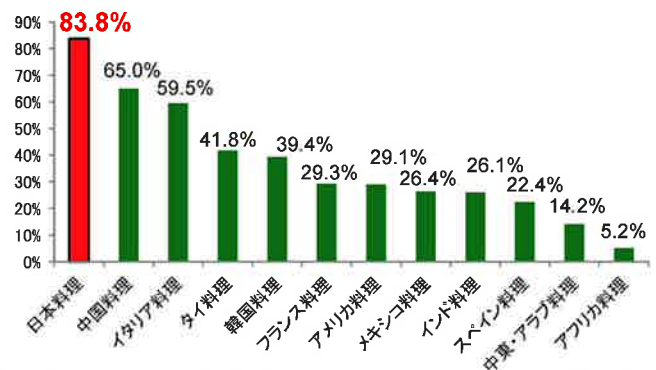
世界的な日本食の広がり

外国では、「日本料理」を好きな外国料理としてあげる割合が高くなっています。海外にある日本食レストランの数も過去7年間で倍増しています。

平成25年12月に、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、2020年（平成32年）には、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される予定であり、日本の農林水産物・食文化による「おもてなし」の機会になることが見込まれます。

資料：アンケート調査は、日本貿易振興機構（ジェトロ）「日本食品に対する海外消費者意識アンケート調査（中国、香港、台湾、韓国、米国、フランス、イタリア）7か国・地域比較」2013年3月5日公表
店舗数は、外務省・在外公館の調査協力のもと、農林水産省が推計

【世界各国で行った好きな外国料理に関するアンケート調査】



【海外における いわゆる「日本食レストラン」店舗数の推移】

2006年 約24,000店 → 2010年 約30,000店 → 2013年3月時点 約55,000店

Ⅲ 「攻めの農林水産業」の展開方向

農林水産業の成長産業化による地域経済の活性化

農林水産業や食品産業は地域経済を支える重要な産業です。

これまで見てきたような農林水産業の現状や潜在力を踏まえ、今後、農林水産業の成長産業化を実現していくことにより、地域経済を活性化し、雇用と所得を増やしていく、これが、政策改革の基本となる考え方です。

安倍総理を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」で具体的な検討が行われ、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」として取りまとめられました。

また、その後の規制改革及び産業競争力強化に係る検討の結果を追加し、平成26年6月にプランの改訂が行われました。

地域・農林水産業の現状

- 産業の空洞化(生産拠点の海外移転)
- 地域・農業の担い手の高齢化(平均66歳)
- 農地集積・集約の必要性(担い手の利用面積5割)
- 耕作放棄地の増大(滋賀県と同面積)

農林水産業は

地域資源(農地・食文化・人)などを活用し、
内発的に付加価値を生み出す産業

(全産業に占める農・漁業及び食品産業の割合
全国10.5%(北海道18.6%,東北13.8%,九州13.6%))

日本の農林水産業のポテンシャル

丹精込めた食べものづくりの技術と装置/
世界の食市場の拡大/安全・安心な農林水産物 等

地域資源を活用した経済成長

農林水産業の成長産業化
持続可能な農林水産業者がマーケットインの
発想で農林水産業を展開

地域経済の活性化
(農林水産業・農山漁村の雇用と所得を増やす)

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の概要

このプランでは、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現するため、産業政策と地域政策を車の両輪として、①需要フロンティアの拡大(国内外の需要拡大)、②バリューチェーンの構築(農林水産物の付加価値の向上)、③生産現場の強化、④多面的機能の維持・発揮を図る取組を進めます。そのために必要となる施策を総動員することにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指しています。

農林水産業・地域の活力
創造本部においてプラン決定
(平成25年12月10日)

【農林水産省・関係府省】
・現場の実態を踏まえた着実な
改革の推進
(攻めの農林水産業実行元年)

【産業競争力会議】
・経営力ある担い手の育成
・A-FIVEの活用
・畜産・酪農の成長産業化
・輸出環境整備、ジャパン・
ブランド推進等 など

【規制改革会議】
・農業委員会等の見直し
・農業生産法人の見直し
・農業協同組合の見直し

農林水産業・地域の活力
創造本部においてプラン改訂
(平成26年6月24日)

「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱

①需要フロンティアの拡大

- ・食文化・食産業のグローバル展開による輸出促進(オールジャパンの輸出体制整備 等)
- ・国内需要の拡大、新たな国内需要への対応(国産農産物のシェア獲得、地産地消、食育等)
- ・食の安全と消費者の信頼の確保

②バリューチェーンの構築

- ・6次産業化の推進(農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の積極的活用、医福食農連携等)
- ・次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化
- ・新品種・新技術の開発・普及等
- ・畜産・酪農分野の更なる強化 等

③生産現場の強化

- ・農地中間管理機構の活用による農業生産コスト削減等
- ・経営所得安定対策・米の生産調整の見直し
- ・農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進

④多面的機能の維持・発揮

- ・日本型直接支払制度の創設
- ・人口減少社会における農山漁村の活性化(地域コミュニティ活性化、都市と農山漁村の交流等)

東日本大震災からの
復旧・復興

林業の
成長産業化

水産日本の
復活

プランの方向性を踏まえた食料
・農業・農村基本計画の見直し等

農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す。

IV 具体的施策

1 国内外の需要拡大

(1) FBI戦略による食文化・食産業の海外展開

農林水産物・食品の輸出額は過去最高に

日本の農林水産物・食品の輸出額は、平成23年の東日本大震災以降、低迷しましたが、25年は5,505億円と過去最高となりました。

海外における日本食の評価が高まっている中、平成25年12月の「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録も追い風として、一層の輸出増加が期待されています。

【農林水産物・食品の輸出額の推移】



資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

【主な国・地域別の輸出額の推移】

	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	増減率
世界	4,497	5,505	22.4
アジア	3,275	4,001	22.2
香港	986	1,250	26.8
台湾	610	735	20.6
中国	406	508	25.0
韓国	350	373	6.6
ASEAN	810	1,006	24.2
タイ	265	344	29.9
ベトナム	215	293	35.9
シンガポール	145	164	13.1
フィリピン	56	67	18.9
マレーシア	52	62	19.1
インドネシア	44	54	21.5
GCC	55	72	31.2
UAE	30	41	36.9
北米	741	896	20.9
米国	688	819	18.9
カナダ	46	61	33.0
欧州	267	345	29.1
EU	222	283	27.6
オランダ	50	58	16.3
ドイツ	43	63	45.7
英国	37	43	18.6
フランス	36	45	24.3
ロシア	27	37	37.6
ロシア	27	37	37.6
大洋州	126	144	14.6
豪州	65	80	23.4
ニュージーランド	27	31	13.8
アフリカ	55	82	49.1
南米	32	37	13.4

資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

世界的に拡大する「食市場」の獲得へ

農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円に倍増させ、その実績を基に2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げました。そのためには、今後拡大が見込まれる世界的な「食市場」を獲得していくことが鍵となります。

このため、日本の食文化の普及やオールジャパンでの輸出体制の整備等に取り組みつつ、「FBI戦略」として、①世界の料理界での日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)、②日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)、③日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan) の取組を一体的に推進します。

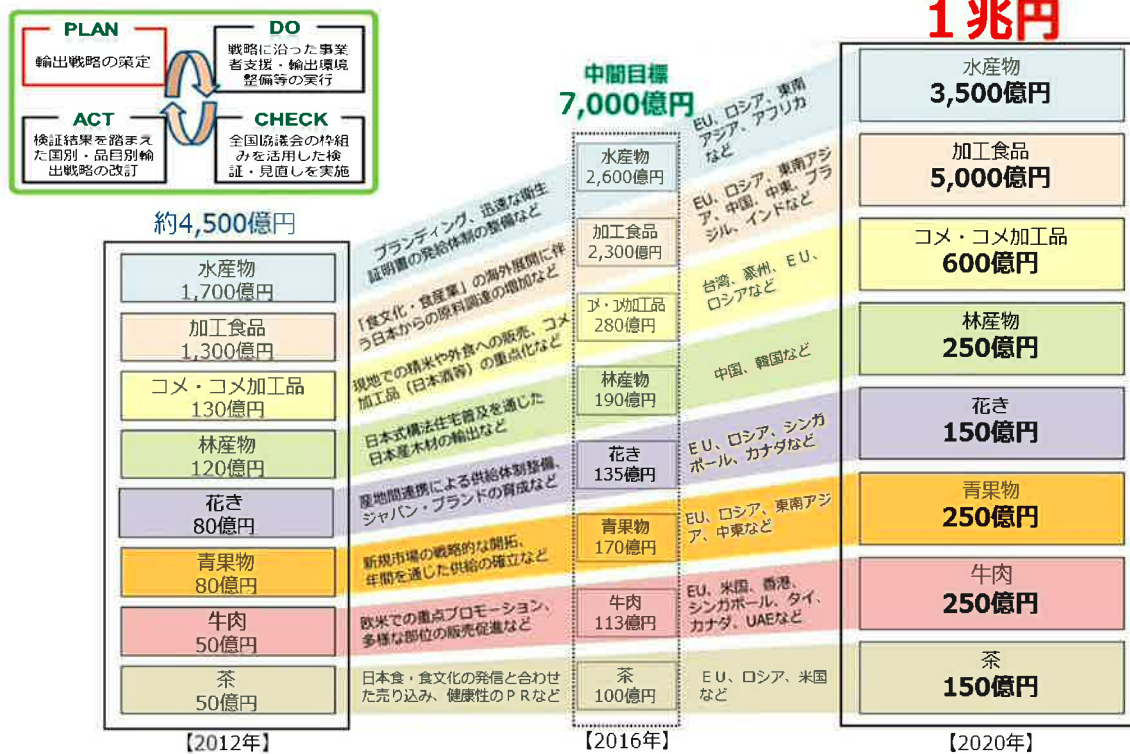
また、輸出促進については、「国別・品目別輸出戦略」に沿って、相手国の実情を踏まえた取組を行います。



写真左、中央: JETRO・中央畜産会主催、農林水産省協賛「和牛解禁プロモーションイベント(ホーチミン)」(平成26年6月)の様子
写真右: 林農林水産大臣主催「Enjoy Washoku Reception in Berlin ~OMOTENASHI~」(平成26年1月)の様子

農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

農林水産物・食品の輸出額を 2020年までに1兆円規模へ拡大



◆ 世界の料理界での和食材の活用推進

- ◇ 外国人調理師が、日本国内で日本料理を学べるように在留資格の要件を緩和（平成26年2月）
- ◇ 日本食文化を戦略的に活用した輸出促進、海外展開を推進するための官民合同コンソーシアムを創設予定

◆ オールジャパンでの輸出体制の整備

- ◇ オールジャパンの輸出促進の司令塔として、「輸出戦略実行委員会」を平成26年6月に立ち上げ。まずは、牛肉、茶、水産物からオールジャパンの取組（品目別輸出団体）を育成・支援するほか、産地間で連携した輸出の取組に支援を重点化
また輸出環境整備などに取り組む地域を輸出モデル地区として支援するとともに、卸売市場を活用した輸出の取組を促進
- ◇ 輸出サポート機能を日本貿易振興機構（JETRO）に集約し、ワンストップサービス化を図るなど機能を強化

◆ 輸出促進に資する規制緩和等

- ◇ 輸出用粉ミルクの添加物の使用基準を明確化し、各都道府県に周知
- ◇ ハラル牛肉を生産するための在留資格の要件を緩和
- ◇ 輸出向けの乳業施設の設置規制の緩和を検討

◆ 輸出環境整備等

- ◇ 「輸出環境整備レポート」の作成・公表（平成27年以降）に向け、課題の優先順位や予見可能性について、事業者とコミュニケーションを図る
- ◇ 国際的に通用する規格の策定と国際規格化の推進（輸出用GAPの共通化に向けて国内関係者との意見交換の実施、HACCP等の食品に関する標準戦略の検討）、GLOBALG.A.P.、ハラル等の認証の取得促進
- ◇ 検疫協議の戦略的実施
- ◇ 産学官が連携し、日本の食産業の海外展開等によるグローバル・フードバリューチェーンを構築するための戦略を策定（平成26年6月）



県から地域へ

地域からオール・ジャパンへ



(2) 和食・和の文化の国内外への発信

日本の食文化を世界へ、未来へ

平成25年12月、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録が決定されました。登録を契機として、日本食文化を未来に向けて守り伝えていこうという機運に繋げることが重要です。

【ユネスコ無形文化遺産とは】

- 「無形文化遺産」とは、芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。
- ユネスコの「無形文化遺産保護条約」では、この無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、登録制度を実施。

和食とは？ ➡ 「自然を尊重する」というところに基づいた、日本人の食慣習

「和食」の特徴①:

多様で新鮮な食材と素材の味わいの活用

日本の国土は南北に長く、海、山、里と表情豊かな自然が広がっているため、各地で地域に根差した多様な食材が用いられています。また、素材の味わいを活かす調理技術・調理道具が発達しています。



「和食」の特徴②:

バランスがよく、健康的な食生活

一汁三菜を基本とする日本の食事スタイルは理想的な栄養バランスとされています。また、「うま味」を上手に使うことによって動物性油脂の少ない食生活を実現しており、日本人の長寿、肥満防止に役立っています。

「和食」の特徴③:

自然の美しさの表現

食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現することも特徴の一つです。季節の花や葉などを料理にあしらったり、季節に合った調度品や器を利用したりして、季節感を楽しみます。

「和食」の特徴④:

年中行事との関わり

日本の食文化は、年中行事と密接に関わって育まれてきました。自然の恵みである「食」を分け合い、食の時間を共にすることで、家族や地域の絆が強くなるのです。



我が国の自然的・社会的な環境に育まれた日本食文化

うまみ文化

軟水が豊富で、水にうまみを引き出す「出汁(だし)」が浸透しやすいため、うまみ文化が発達



発酵文化

温暖湿潤な気候が育んだ日本独特の微生物を生かした発酵文化が発達(味噌、醤油、日本酒、みりん、鰹節等)



豊富な水と明確な四季

清らかな水をふんだんに使った調理法が発達(茹でる、蒸す、浸す、煮る等)

「旬」に応じた季節の食材や料理法。「初物」や儀礼食(「節句」等)を重視



豊かな地域性・多様性

地域の多様な野菜と魚、風土に応じた固有の料理法・食材保存法が発達

これらを利用した郷土食が発展



2015年ミラノ国際博覧会の開催

2015年ミラノ国際博覧会（ミラノ万博）は、2015年5月から半年間、イタリア・ミラノで「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに開催されます。

日本の農林水産業や食を取り巻く様々な取り組み、日本食、日本食文化に詰め込まれた様々な知恵や技が、人類共通の課題解決に貢献していくことをテーマに準備を進めています。



JAPAN
EXPO 2015 MILANO

日本館シンボルマーク

祝い箸をモチーフにし、EXPO「E」を形作っている

日本館のテーマ

Harmonious Diversity
—共存する多様性—

幹事省：農林水産省・経済産業省
副幹事省：国土交通省
参加機関：日本貿易振興機構（ジェトロ）

<日本館の概要>

建築 多様性のうつつ

日本古来からの知恵と技を現代の日本の最先端技術を用いて応用し、伝統と革新が共存する木材等を活用した日本館を建築する。

展示 食生活と農業生産の多様性

自然と共生する「農林水産業」をベースに、深遠な知恵と技とが凝縮された日本の「食」と「食文化」が、持続可能な未来社会を切り拓くことをアピール。

レストラン Feel the Japanese Passion

展示の理解を共感に変えるため、だし等の日本の優れた食を体験できる場として展開。（高級日本食レストランとフードコートを設置）

催事 多くの方々が参加・発信できる行催事の展開

日本食や食文化の多様性を世界へアピールするため、地方公共団体や団体の参画を公募。現在、25組32地方公共団体及び11団体が参画表明。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて

2020年のオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定しました。大会の成功に貢献するため、日本食での「おもてなし」などを通じて、日本の素晴らしさを体感できるように、訪日外国人の受入体制の整備を進めます。



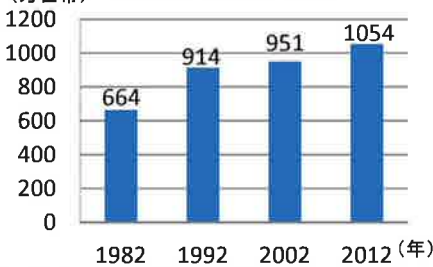
(3) 新たな国内需要への対応

消費者の視点に立った需要の取り込み

日本の総人口は、2008年をピークに減少に転じる一方、高齢者は増加しています。世帯類型は単独世帯が主流となり、その約3割が高齢者単独世帯（2010年）となっています。一方で、女性の社会進出が進み、共働き世帯は増加しています。

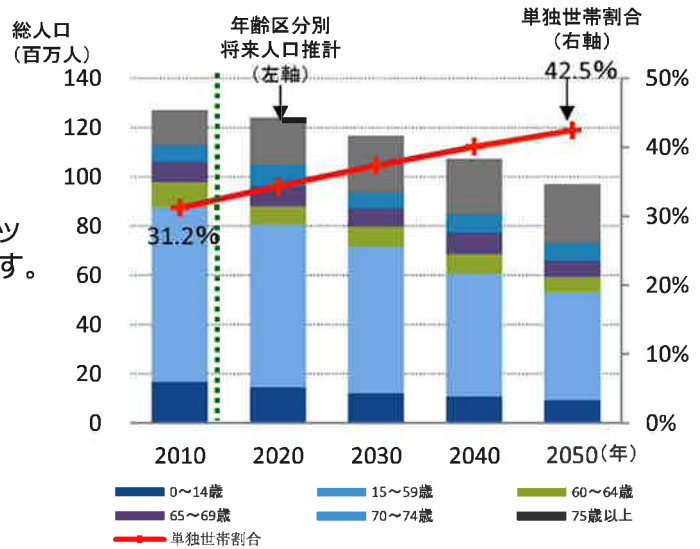
こうした社会構造の変化を踏まえ、マーケットインの発想で、新たな需要の開拓を進めます。

【共働き世帯の増加】



出展：総務省統計局「労働力特別調査」(1980年～2001年)、「労働力調査(詳細集計)」(2002年～2012年)

【高齢化の進展と単独世帯の増加】



出展：2010年は総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

◆ 国産農産物シェア獲得

- ◆ 利便性等から需要が伸びている加工・業務用野菜の生産流通体制を強化し、安定的な供給を実現
- ◆ 消費者ニーズの高い果実加工品について、国産の特長を活かし、原料用果実の低コスト生産・供給に取り組む
- ◆ 現在9割を輸入に依存している薬用作物の国産化に向け、生産者と漢方薬メーカーが情報交換・共有を行う場を設定(37道県から栽培希望が寄せられ、そのうち14道県18産地で新たに契約栽培が具体化(平成26年6月末時点))
 (事例)ムラサキの産地化
 国産が1%未満のムラサキ(生薬名：シコン(軟膏等に使用))について、製薬会社が北海道で試験栽培を開始。
- ◆ 関係者の連携による新たな需要創造等に取り組むことで、消費者ニーズが高く、国内需要の約半数を輸入に依存している有機農産物の国内生産を「5年で倍増」
- ◆ 学校給食・福祉施設等への国産農林水産物の供給体制を確立



キャベツの収穫機(機械化)
【農業新技術2013選定
：平成26年度より販売開始】



薬用作物 ムラサキ
【産地化に向けて栽培
技術の確立を目指す】

◆ 健康長寿社会への貢献

- ◆ 地域農産物を活用した介護食品の開発等による医福食農連携の推進
- ◆ 脳や運動機能の維持・改善に有効な次世代型機能性食品の開発に向けた研究開発



肝機能改善等の効果が期待できる(β-グルコキサンチン)を多く含むみかんジュース

◆ 和食・和の文化の次世代継承等

- ◆ 「和食給食応援団」を通じた和食学校給食の推進
- ◆ 農林漁業体験などの国産農林水産物の魅力を伝える食育の推進



地場産農林水産物を利用した学校給食

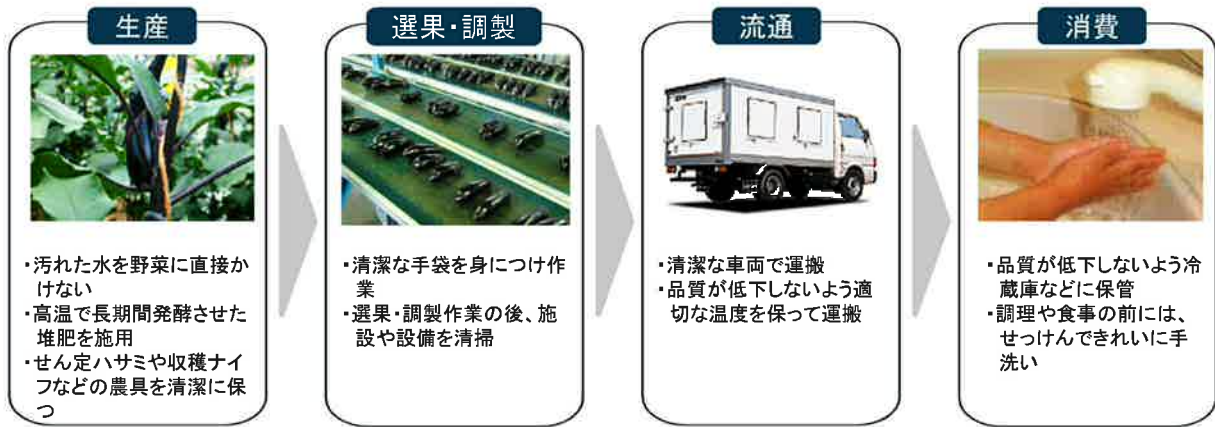
(4) 食の安全と消費者の信頼の確保

様々な取組の大前提となる「食の安全」と「消費者の信頼」

「攻めの農林水産業」を展開する大前提として、食品の安全性向上と食料の安定供給による「食の安全」と、消費者への正確な情報伝達による「食品に対する消費者の信頼」を確保することが重要です。

科学的知見に基づく食品の安全性の向上、家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延の防止、食品表示や米穀流通の適正化に向けた監視、食育の推進、食品ロスの削減に向けた国民運動を進めます。

【食品の安全性向上のための取組(例:生鮮野菜の衛生管理指針)】



① 食品の安全性の向上

- 生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理
- 生産資材(飼料、動物用医薬品、農薬、肥料)の安全確保
- 食品事業者等による「食品防御」の取組の推進

② 動植物防疫

- 家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延防止
- 輸出促進に向けた動植物検疫の取組

- 地方説明会等を通じた情報提供
※平成25年10月から全国9箇所で、輸出戦略、動植物検疫制度・手続について、生産者・事業者・自治体向けの説明会を開催
- 集荷地検査等による輸出検疫の利便性の向上
※長野県川上村での台湾向けレタスの集荷地検査等
- 国別・品目別輸出戦略に基づく戦略的な検疫協議の実施

③ 消費者への正確な情報伝達

- 食品表示及び米穀流通の監視業務の的確な実施
- 外食メニュー表示等の適正化【消費者庁と連携】
- 食品表示制度の検討への協力
【消費者庁、厚生労働省と連携】

- 消費者庁を中心とした
- 食品表示法(平成27年6月までに施行)の「食品表示基準」
 - 科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策
- の検討について、積極的に協力

④ 食育の推進

- 食育推進リーダーの育成等による地域における日本型食生活等の普及促進
- 各年代の国民に対する教育ファームの活用促進【学校については文部科学省と連携】

⇒ 農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後までに35%に

⑤ 食品ロス削減に向けた国民運動の展開～NO-FOODLOSSプロジェクト～

- 我が国の食品廃棄物発生量約1,700万トン/年のうち約500～800万トンが食品ロスであり、『「もったいない」を取り戻そう!』を合言葉に、食品ロス削減に向けた国民運動を展開。

「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省(消費者庁、内閣府、文科省、農水省、経産省、環境省)が連携



食べものに、もったいないを、もういちど。
NO-FOODLOSS PROJECT

2 農林水産物の付加価値の向上

(1) 生産・流通・加工が一体化した「6次産業化」の推進

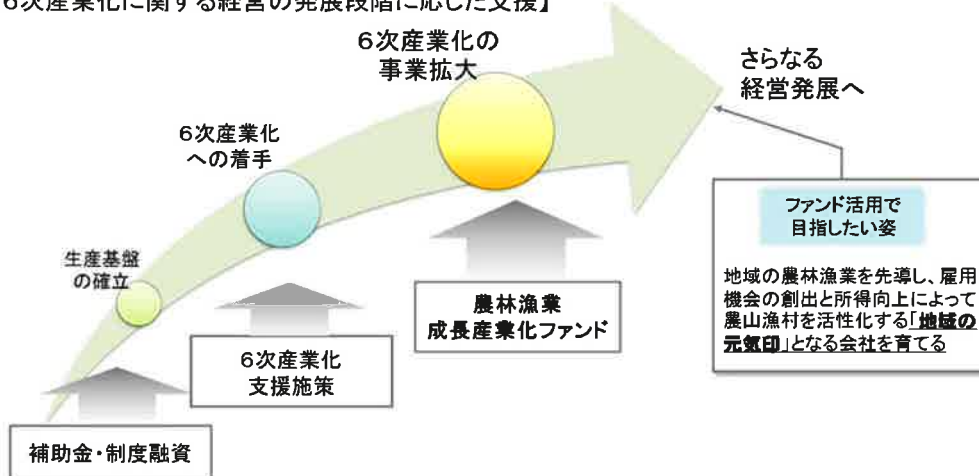
生産現場に新たな付加価値をもたらす6次産業化

農林漁業者が、加工や販売にノウハウを持つ2次・3次産業の事業者との連携等を図りながら、生産・加工・流通（販売）を一体化してバリューチェーンを構築する「6次産業化」を推進し、消費者に魅力ある新たな商品やサービスを生み出す取組を進めます。

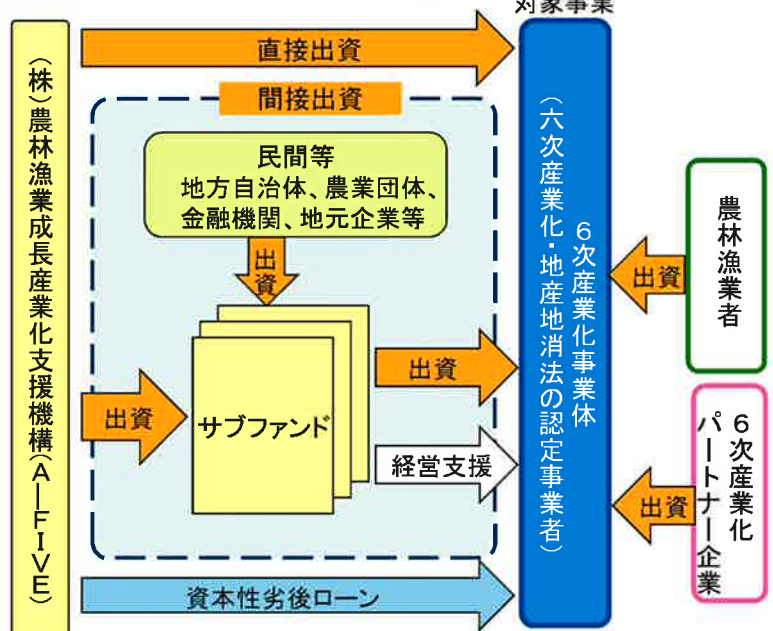
【6次産業化の市場規模を10兆円へ】



【6次産業化に関する経営の発展段階に応じた支援】



【農林漁業成長産業化ファンドの仕組み】



ファンドや異業種連携により6次産業化を支援

6次産業化を推進するため、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)が行う農林漁業成長産業化ファンドの本格展開により、医福食農連携など、農林漁業者と多様な事業者との連携を図り、農林水産物・食品の付加価値向上を進め、6次産業化の市場規模を現在の1兆円から、2020年までに10兆円に拡大させることを目指します。

多様な異業種との連携促進

異業種とのネットワーク化の推進

- 地域で6次産業化の取組の核となる人材確保支援
- 農林漁業者と多様な事業者による連携ネットワークの形成支援



ネットワークの下での新商品開発、販路開拓の取組支援

【経産省との連携】

経産省による商工業者に対する農林漁業者との連携促進（農商工連携）の取組と一体的に6次産業化を推進。

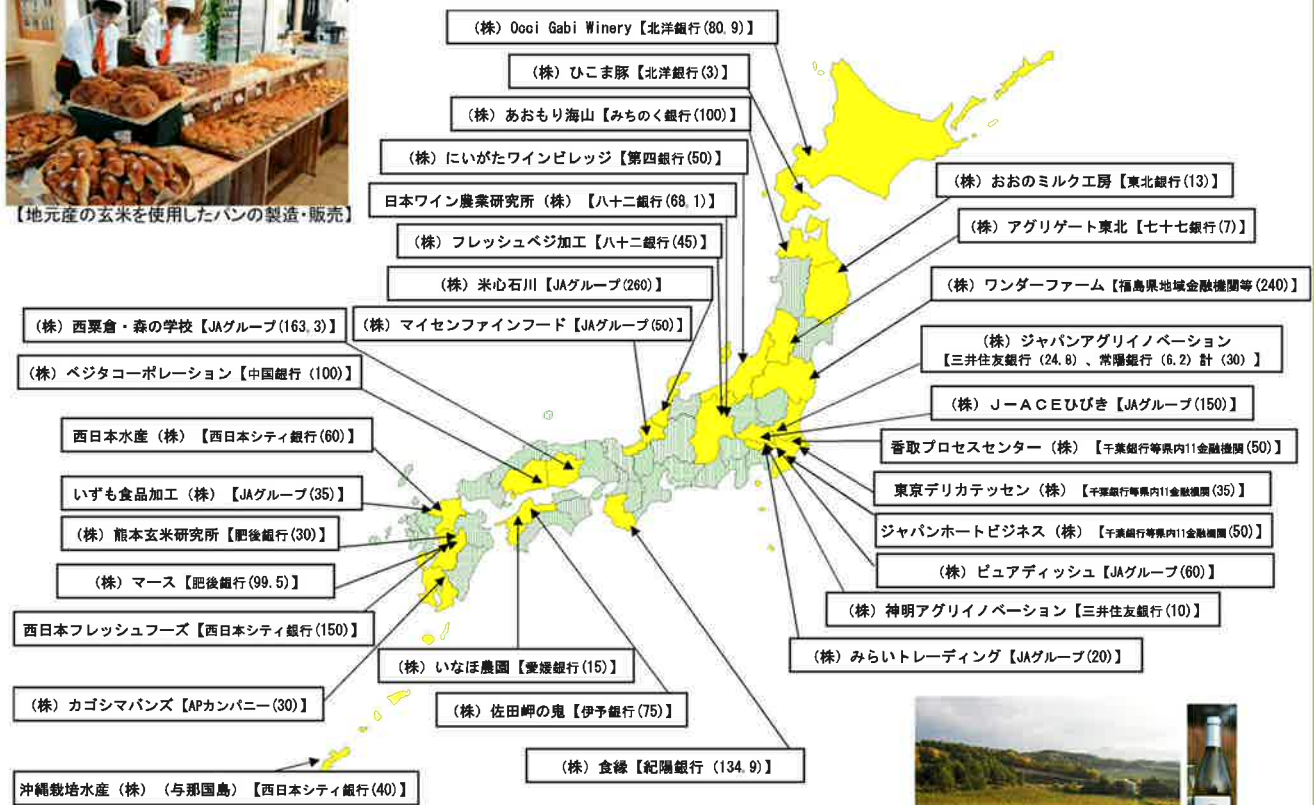
A-FIVEの積極的な活用

- 44のサブファンドへの出資を決定
- 47都道府県中で21道都県から案件が組成

出資案件 31件
サブファンド出資決定額
22.56億円（うちA-FIVE分11.28億円）



【地元産の玄米を使用したパンの製造・販売】



注1 ()は、サブファンド出資額 単位:百万円
注2 所在地については、6次産業化事業体の所在地
注3 数字は8月8日現在

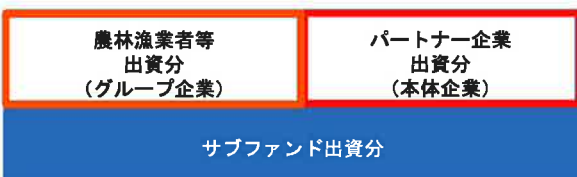


【地域のワイン用ぶどうのほ場と製造されたワイン】

【A-FIVEの活用の推進に向けた当面の対応】

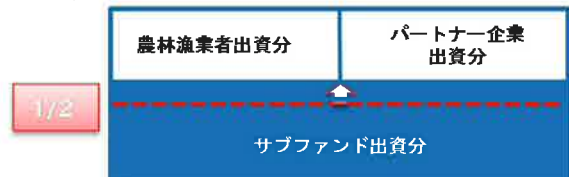
- ・ 植物工場を含め、合併事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合について、A-FIVEの出資対象。
- ・ 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ファンド活用のガイドラインを示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進。
- ・ サブファンドの出資割合の引き上げ、農林漁業者の共同出資等多様な資金調達を行うとともに、目利き人材を活用することで、ファンドの活用を推進。

○農業に参入した企業によるファンド活用の推進



【農業参入したグループ企業のパートナー企業として参加】

○農林漁業者の実質的な出資負担の軽減



【一定の条件の下、サブファンドの出資割合の引き上げ】

(2) 地理的表示保護制度の創設

知的財産の保護と地域ブランド化

品質等の特性と産地の結びつきが特定できる名称が付されている農林水産物・食品について、知的財産として保護する制度を導入するとともに、地域への定着を図り、地域におけるブランド化を推進します。



ブリー・ド・モー
(フランス)



プロシュート・ディ・パルマ
(イタリア)

※EUIにおける地理的表示の保護の仕組みにより登録されている製品の事例

1. 制度導入の必要性

<現状>

- 地域のような特性に由来した品質等を備えた特徴ある産品が多数存在。
- 中にはその名称で原産地を特定できるようなものも存在。

そのような産品の名称を地域の共有財産(知的財産)として活用を図っていく必要。

<課題>

- ① 特性の統一・維持が不十分
- ② フリーライドや模倣の発生

結果

信用の低迷、生産者全体の利益の逸失

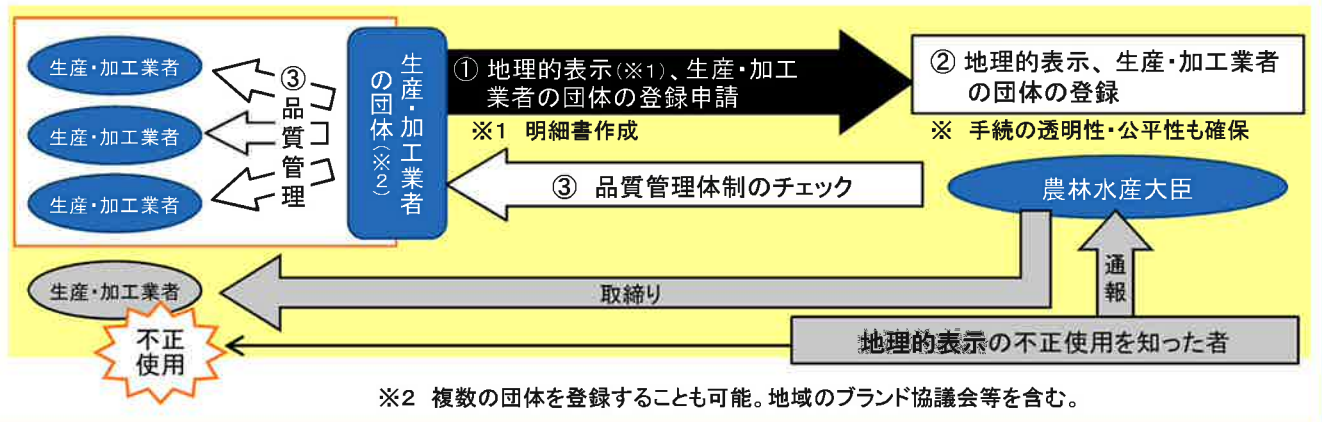
ブランド価値の毀損、生産者全体の不利益

※ 経済連携強化の流れの中、地域ブランドを知的財産として保護する制度がないと、国益の毀損も懸念

2. 制度の概要

ポイント

- ① 農林水産物等の特性を国が保証し、その名称(地理的表示)を登録
- ② フリーライド・模倣品(地理的表示の不正使用)を国が排除
- ③ 地域の生産者全体に地理的表示の使用を許容



制度創設の効果

① 生産者利益(地域の知的財産)の保護

〔農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上〕

② 需要者利益の保護

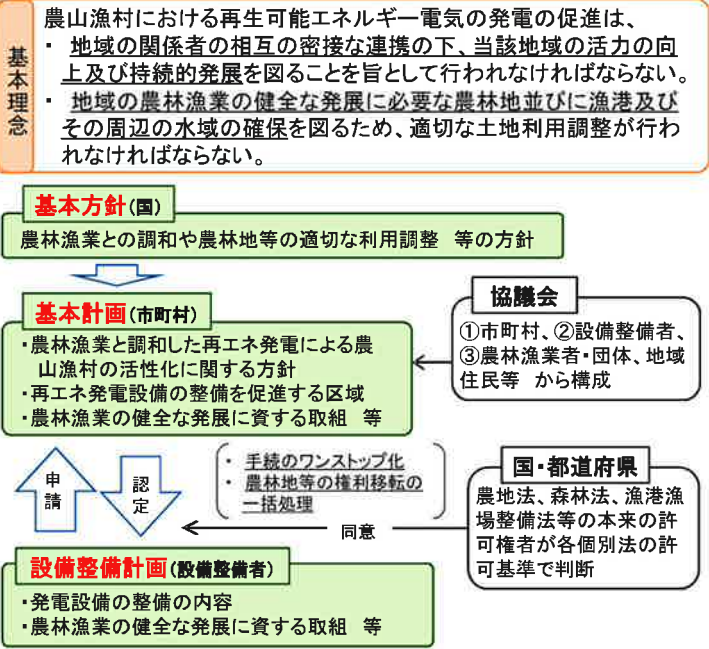
〔高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保〕

(3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの活用

農山漁村に豊富に存在する地域資源を積極的に活用

農山漁村には、バイオマスや太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギー資源が豊富に存在しています。平成26年5月に施行された「農山漁村再生可能エネルギー法」により農林地等の利用調整を適正に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を推進していくこととしています。また、地域資源を活かしたバイオマスや小水力発電の活用を進めます。

【農山漁村再生可能エネルギー法の概要】



農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー(小水力)発電の例

【石徹白地区地域づくり協議会(岐阜県郡上市)】

小水力発電による電気を休眠していた農産物加工施設で利用し、地元特産品である糖度の高いトウモロコシの規格外品を乾燥・粉末にし、加工した新商品を開発。新規雇用が生まれるとともに、マスクミ等多数の視察があり知名度の向上に貢献。

また、平成26年4月に農業水利施設の維持管理を行う農協を設立。小水力発電設備を新設し、その売電収益を農村振興のために活用する予定。



[上掛け型水車] [らせん型水車]

バイオマス産業都市の構築

- ・地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを推進
- ・原料調達から利活用まで経済性が確保されたシステムを構築



新たな食品リサイクルシステムの構築

- ・分別の粗い食品廃棄物でも利用可能なリサイクル手法としてのバイオガス化を推進
- ・余熱等、これまで利用が図られていない資源の積極的活用等



【7府省の連携】 7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で地域を特定し施策のマッチング等により連携支援。特に、食品リサイクルについては、廃棄物行政を所管する環境省と連携し、新たな食品リサイクル・ループの構築を推進。

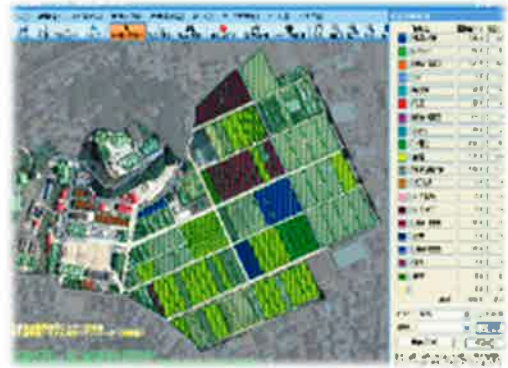
(4) 新技術等を活用した新しい農業の実現

ICT（情報通信技術）等を活用した新しい農業の姿

農業は、光、温度、水分、栄養分等のきめ細かな管理が不可欠であり、こうした技術を備えた優秀な農家のノウハウは、なかなか真似できないものでした。

このような中、木質バイオマスなどの地域の未利用エネルギーを用いたエネルギー供給から生産、調製、出荷までを一貫して行う「次世代型施設園芸」や、農家の「匠の技」である知識や経験をデータ化し、ICTやロボット技術による超省力・高品質生産を実現する新たな農業（スマート農業）などの取組を進めます。

【スマート農業の一例】



センシング技術やデータ分析に基づく適切な栽培管理

「強み」のある農畜産物の創出

品種の開発等に当たっては、消費者や加工業者のニーズに十分に応えたものを創出していく必要がありますが、このような成功事例は少ないのが現状です。

このような中、マーケットインの発想に立ち、消費者や加工業者とともに、品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を生み出す取組を進めます



生産者、製粉企業、ラーメン店など関係者が一体となって普及とブランド化に取り組む「ラー麦」



これまでにない製パン適性を持つ小麦「ゆめちから」を開発し、食品企業と連携したマーケティングで普及

次世代施設園芸の推進

林農林水産大臣によるオランダ視察

【目的】産官学が一体となった施設園芸の視察
 【視察先】グリーンポート(施設園芸クラスター)
 ワーヘニンゲン大学研究センター
 【視察日】平成25年5月31日



大規模化された視察先の園芸施設

ICTにより自動化された栽培システム

次世代施設園芸拠点のイメージ

＜大規模な施設園芸団地を集結＞



- 地産地消のエネルギーを利活用。
- 高度な環境制御技術により周年・計画生産を実施。
- 出荷センターを併設することにより、調製・出荷を効率化。
- コスト削減と地域雇用の創出。

※これまで全国9か所を採択し、拠点準備を開始(平成26年7月現在)

【産業界との連携】産業界から農業界まで幅広く参集した『次世代施設園芸セミナー(平成25年10月、26年7月開催)』において、施策等を紹介。

【経済産業省との連携】経済産業省が実施する、適正な栽培管理に資するセンサーシステムの技術開発等の研究成果と連携。

(5) 畜産・酪農の競争力強化

マーケットインの発想で更なる強化へ

構造改革の先駆者である畜産・酪農分野を更に強化し、マーケットインの発想で日本農業の強みを伸ばします。飼料メーカー、乳業、食肉センター等の関連産業を有機的に連携・結合させ、地域ぐるみで収益力向上を図る「畜産クラスター」を構築するとともに、飼料用米の安定的な需要先の確保と酪農家の創意工夫に応える環境を整備します。

高収益型畜産(畜産クラスター)の構築

- 地域ぐるみで畜産関係者が有機的に連携・結集し、収益力の向上を図る体制(畜産クラスター)を構築し、その取組の全国的な普及活動等を支援



地域ぐるみで畜産・酪農の収益力向上

国内飼料資源と技術のフル活用

- 「エコフィード利用畜産物」の認証等により、食品残さの飼料利用と畜産物の高付加価値化・消費拡大を推進
- 雌雄産み分け技術を活用した優良乳用後継牛の確保と需要に見合った牛肉生産
- 新技術による生産性の向上と省力化の推進



酪農家の創意工夫に応える環境整備

- 指定生乳生産者団体との生乳取引等について、指定団体の機能に留意しつつ、指定団体を通さず、自ら生乳を加工したり直接販売する道を広げるなど、一層の多様化
- 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制(都道府県知事の承認)を緩和



6次産業化・輸出を通じた酪農の付加価値創出を促進

- ◆ 目標値 2020年(平成32年)までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる。

2014年 236件 ⇒ 2020年 500件

- 生乳取引の一層の多様化等による6次産業化の取組支援を通じて、取組件数を倍増させる。

○ 当該取組により製造されている乳製品比率(直近の聞き取り(複数回答含む))



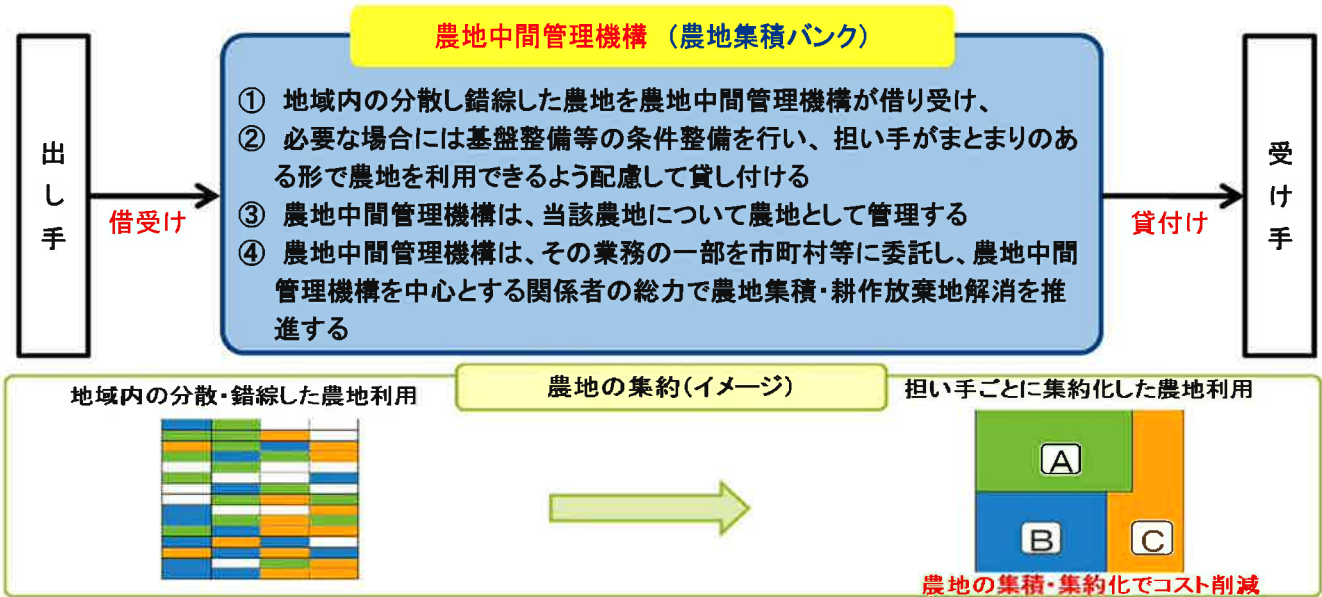
- 牛乳・乳製品について、チーズ、発酵乳、牛乳・乳製品を用いた和食等に係る新規需要開拓等を支援

3 生産現場の強化 (1) 担い手への農地集積

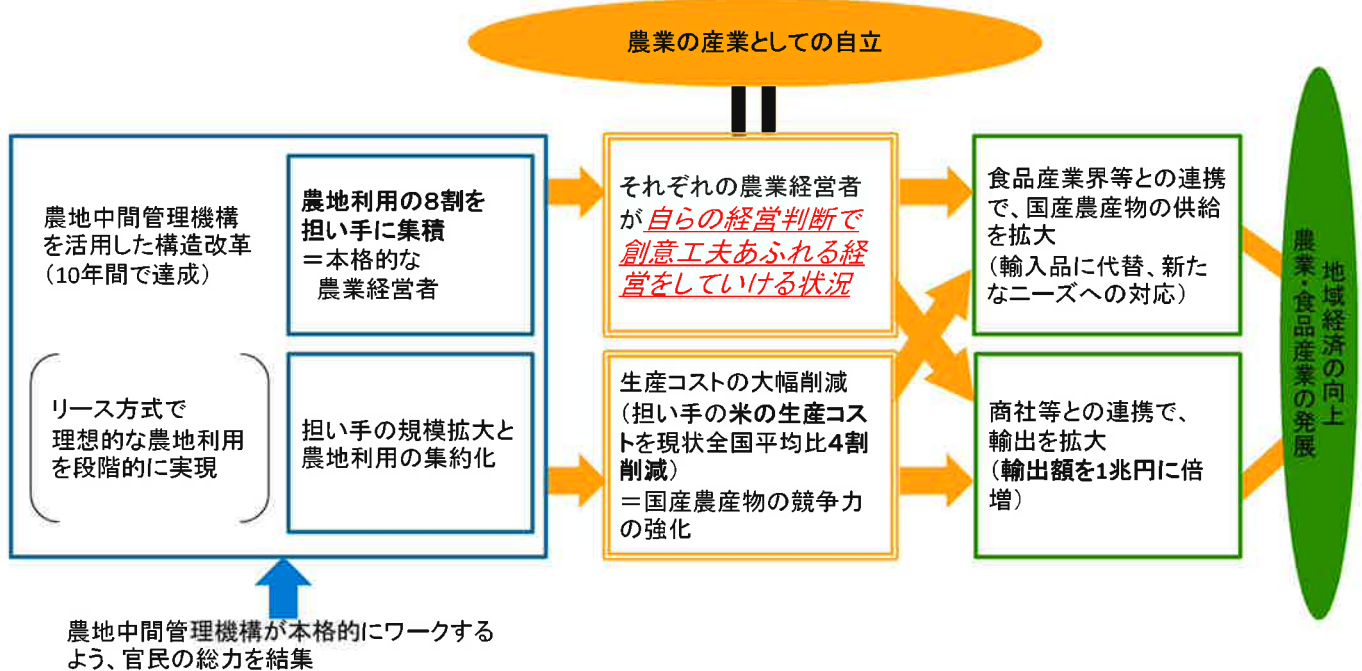
農地中間管理機構による農地の集積・集約化

担い手の農地利用が全農地の8割（現在5割）を占める農業構造を実現する目標を達成するため、農地中間管理機構が、平成26年7月までに46道府県で設立されました。

農地中間管理機構を活用した農地利用の集積・集約化は、24年度から地域において取り組んでいる人・農地プランの策定・定期的見直しの取組とセットで推進することとしています。



農地中間管理機構を活用した10年後の日本農業の姿

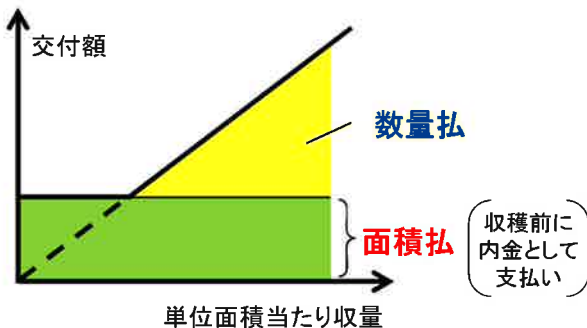


(2) 経営所得安定対策の見直し

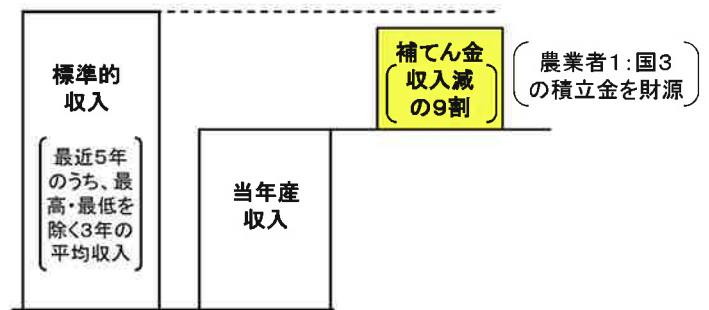
意欲と能力のある農業者の幅広い参加を可能とする新たな対策を推進

従来の経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）は、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、全ての販売農家を対象にした米の直接支払交付金や米価変動補填交付金については、工程を明らかにした上で廃止することとする一方、27年産からの畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、一律の規模要件を外し、意欲と能力のある農業者（担い手）であれば幅広く参加できるようになります。

畑作物の直接支払交付金
（ゲタ対策）のイメージ



米・畑作物の収入減少影響緩和対策
（ナラシ対策）のイメージ



ゲタ・ナラシ対策ともに意欲と能力のある農業者（担い手）であれば幅広く対象
対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（いずれも規模要件は課さない）

<平成25年度の制度内容>

戸別所得補償制度として平成22年度から導入

◆米の直接支払交付金

- 全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。（10a当たり1.5万円）

◆米価変動補填交付金

- 全ての販売農家を対象に、米価が標準的販売価格より低下した場合、生産者の抛出なく補填。（標準的販売価格からの低下分を10割補填）

担い手経営安定法に基づき平成19年度から導入

◆畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利（コスト割れ）を補填。（麦、大豆等の畑作物が対象）

◆米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

- 生産者の抛出を伴うセーフティーネットとして、収入の減少の影響を緩和。（基準収入から下がった分の9割を補填）

<改革の内容>

- 平成30年産米から廃止する。

（激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を削減した上で、29年産までの時限措置とする。）

- 平成26年産米から廃止する。

（激変緩和のため、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策を実施する。）

産業政策として、担い手の経営安定を確保

- 担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に限定して実施する（ただし、規模要件は課さない）。

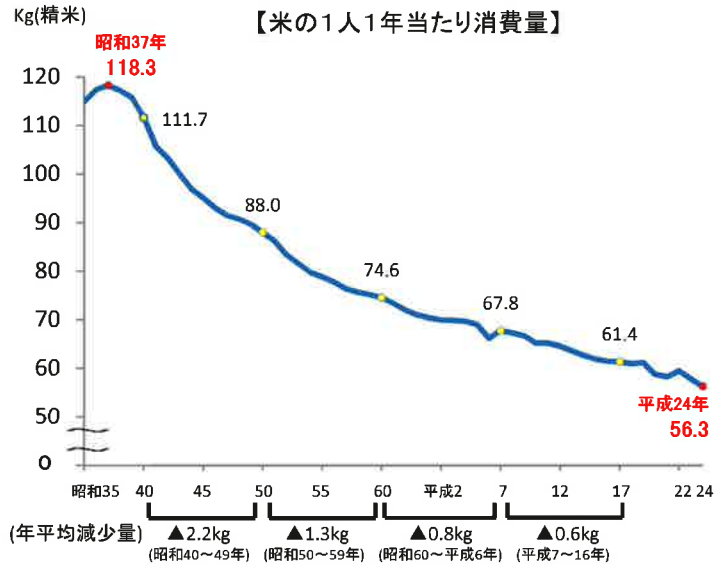
- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

(3) 水田のフル活用と米政策改革の推進

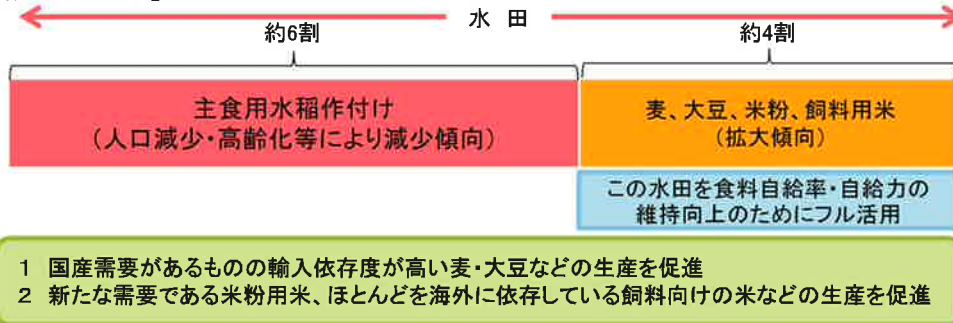
食料自給率・自給力の維持向上 に向け、水田をフルに活用

米の1人当たり消費量は、昭和37年から現在までの50年間に半減し、今後とも高齢化等による減少が見込まれます。このため、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・自給力の維持向上を図るため、麦、大豆、飼料用米など、戦略作物の生産拡大を進めます。

また、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づく地域の特色ある製品の産地づくりに向けた取組を進めます。



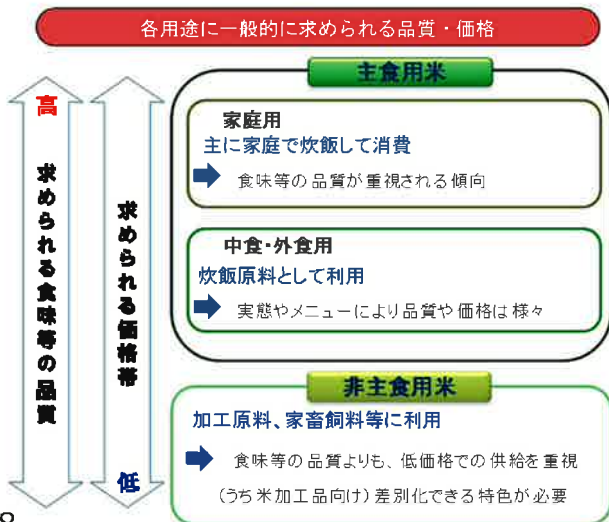
【水田のフル活用のイメージ】



需要に応じた米の生産を行える環境を整備

需要に応じた米の生産を推進するため、飼料用米等の生産促進、米需要の3分の1を占める中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、需給・価格や販売進捗・在庫に関するきめ細かい情報提供等の環境整備を進めます。

こうした取組の定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が需要に応じて自ら生産量を決める状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となった取組を進めます。



(上) 飼料用米を利用した豚肉と卵 (左奥の卵は通常のエサを用いたもの)



(左) 米粉を利用した米粉パン

需要に応じた戦略作物等の振興

<平成25年度の制度内容>

- 水田における飼料用米・麦・大豆など

水田活用の直接支払交付金※

- ・ 戦略作物助成
→ 作付面積に応じて一定額を交付
- ・ 産地資金
→ 地域が取り組み内容(作物)、単価を設定



<今後の方向>

食料自給率・自給力の向上を図る観点から、水田のフル活用

- ・ 需要のある飼料用米等の生産性の向上と本作化

数量払いの導入と多収性品種の取組へのインセンティブの付与



- ・ 主食用米と作期をずらして飼料用米に取り組み、機械や労働力を最大限に活用
- ・ 稲作全体について、生産性の大幅な向上と生産コストの削減
- ・ 経営規模の一層の拡大や農地の集約化

- ・ ニーズの高い麦、大豆などの振興

生産拡大と生産性の向上を後押し



- ・ 地域の裁量に委ねられた戦略的な交付金(旧:産地資金)により、6次産業化に向けた特色のある魅力的な産品の産地づくり

地域における作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」の作成と地域の裁量による戦略的な交付金(旧:産地資金)の活用



目指す姿

マーケットインの発想に基づき、飼料用米・麦・大豆など需要のある作物を振興し、所得を増大

生産コストの削減、農業経営の規模拡大・構造改革に寄与

水田のフル活用により、食料自給率・自給力を向上

意欲ある生産者にとって経営の選択肢が拡大

※ 生産数量目標に従っているか否かに関わらず交付

水田活用の推進(飼料用米の振興)による構造改革の促進

<従来>

- ◆ 法人Eでは、配分面積どおりの主食用米と飼料用米の生産により水田面積を維持。
- ◆ 多収・低コスト生産の取組は行われていない。
- ◆ 作業ピークがあり、法人Eは規模拡大が困難な状態。



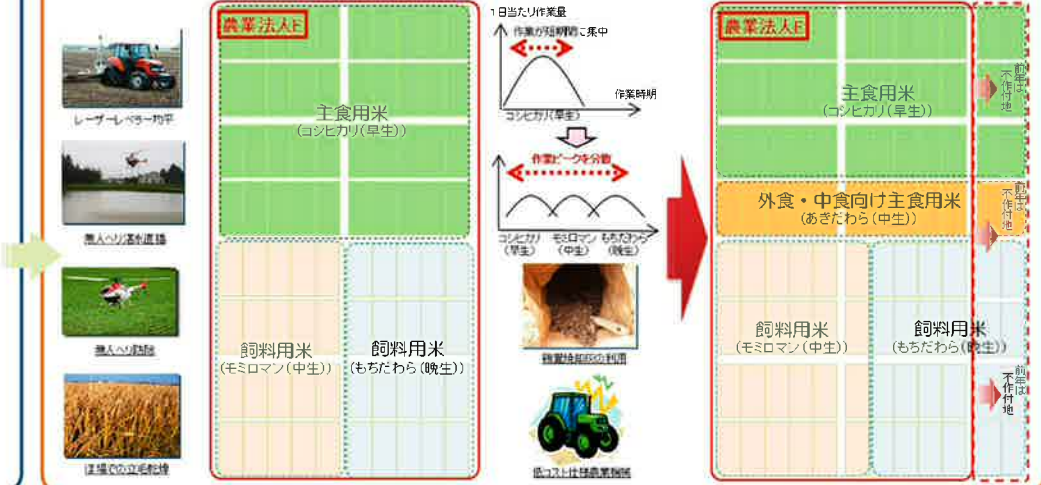
交付金の充実を契機に、作付体系を変更



<見直し後>

- ◆ 取引している大手養豚業者の要請に応じ、主食用米と作期の異なる飼料用米を作付けることにより作業のピークを分散し、多収・低コスト生産に取り組み、周辺農地を引き受け、規模を拡大。
- ◆ 多収品種(800kg台/10a)や低コスト技術の導入、機械の効率的利用により、大幅(4割)コスト削減を実現。

- ◆ 飼料用米の成功を踏まえ、外食・中食向け多収品種を導入するなど、主食用米にも同様の手法を導入し、法人における米の生産コストを4割削減。
- ◆ 主食用米の効率化によって労働力に余裕が生じ、規模拡大が可能となり地域の不作付地を解消。



- ◆ 大手養豚業者が飼料用米を給餌した豚は、“脂身が白くおいしい”と評判のブランド豚肉として販売され、地域の農業産出額はさらに増加。



(4) 農協・農業委員会等に関する改革の推進

60年ぶりの抜本改革

農業の成長産業化に向け、経営マインドを持つ意欲ある農業の担い手が企業の知見も活用して、力強い農業活動を展開し、活躍できる環境を整備していく観点から、農協、農業委員会、農業生産法人の改革を推進します。また、次期通常国会に関連法案を提出できるよう議論を深めていきます(平成26年7月現在)。

今回の農協改革のねらい

- 農業の成長産業化に資するよう、農協制度を**60年ぶりに抜本改革**
- **単位農協が自立**し、創意工夫を発揮して農業者の所得向上・農業の成長産業化に全力を挙げることを基本
- 単位農協を的確にサポートできるよう、**連合会・中央会のあり方も見直す**

中央会（全国中央会・県中央会）はどうするのか

- 中央会制度は、昭和29年に、経営危機に陥った農協組織を再建するために導入された特別な制度（中央会が農協を強力に指導）
- 農協数が当時の1万超から約700に減少するなど状況が大きく変化する中で、中央会については抜本的に見直し
- **単位農協の自立を前提に、中央会の今後のあり方を検討し、次期通常国会に法案を提出**

全農はどうするのか

- 農業者の所得向上を図っていくには、農産物販売等で単位農協をサポートする全農の役割は極めて重要
- 全農が農業の発展に向けて国の内外で企業とも連携して積極的に活動できるようにするために、**株式会社に転換できるよう法整備**

単位農協はどうするのか

- 役員を過半を担い手や販売のプロとし、**単位農協が自立して、創意工夫で経営**
- 農業の成長産業化に重点を置くため、**金融事業の負担を軽減**できるよう農林中金等がサポート
- **地域のインフラとしてのサービス**については、より円滑に提供できる組織形態を選択できるよう法整備

今回の農業委員会改革のねらい

- 農業の成長産業化に資するよう、農業委員会制度を**60年ぶりに抜本改革**
- 農業委員会の主たる使命である、**担い手へ農地利用の集積・集約化**をよりよく果たせるように抜本的に見直し
- 農業委員会を的確にサポートできるよう、**都道府県農業会議・全国農業会議所のあり方も抜本的に見直す**

農業委員の選出方法

- 適切な人物が確実に就任するよう、**選挙制から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更**する
- 農業委員の過半は担い手農業者とする

都道府県農業会議 全国農業会議所

- 農業委員会をサポートする都道府県農業会議、全国農業会議所の役割を見直し、農業委員会の連絡・調整のほか、優良事例の横展開、法人化の推進、法人など担い手の経営支援、新規参入の支援等を行う**指定法人に移行**

農業生産法人要件

- **6次産業化等により経営の発展を目指す法人を支援**するため、
 - ・ 役員のうち農作業に従事する者は1人でよいこととする（従来は役員の4分の1程度）
 - ・ 議決権要件については、**農業者以外の者は2分の1未満まで持てることとする**（従来は4分の1以下）

(5) 多様な担い手の育成・確保と生産コストの削減

チャレンジする人を後押し

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、生産性の向上につながる取組を進め、経営感覚豊かな農業経営者を育成していく必要があります。

このため、大規模経営に適合した省力栽培技術の開発、高付加価値化に資する農地の大区画化、国土強靱化のための水利施設の整備、女性農業経営者の能力の積極的な活用、企業による農業参入の体制づくりなどの取組を進めます。

多様な人材の活用

◆ 担い手の育成・確保

- ◇ 農業経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に必要となる経費に対して支援。併せて、法人経営に必要となる労務・財務管理等に関する知識等を得るための啓発活動等を支援
- ◇ 就農前後の所得を確保する青年就農給付金の給付、新規雇用就農者の実践的な研修への支援、地域のリーダーとなる人材の層を厚くするための農業経営者教育等の強化のための支援を実施
- ◇ 経営所得安定対策の対象者を認定農業者、集落営農、認定新規就農者に



就農相談会(新・農業人フェア)の様子



井関農機(株)と連携した農機具セミナーの様子

◆ 女性農業経営者の能力の積極的活用

- ◇ 農業女子プロジェクト(女性農業経営者と企業のコラボで、新商品等の開発を進める)等により、女性農業経営者の能力を最大限に活用

企業参入

◆ 企業参入に優しい体制づくり

- ◇ 経済団体の協力を得て企業参入フェアを開催

「株式会社等の農業参入セミナー」

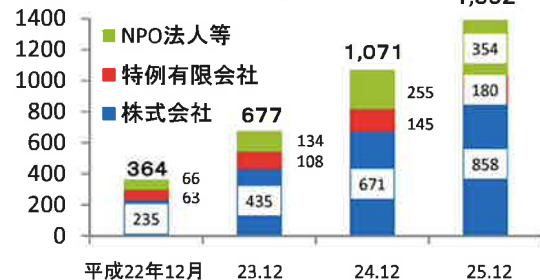
主催 全国農業会議所・農林水産省他

後援・協力 日本経済団体連合会、日本商工会議所他

平成25年 ・ 参加者200名前後

- ・ 参加企業 ローソン、カゴメ他

【一般法人数の推移】



資料：農林水産省経営局調べ(平成25年12月末現在)

- ・ 平成21年の農地法改正により、企業のリース方式による農業参入自由化
- ・ 改正前に比べて、5倍のペースで企業が参入
- ・ 平成25年12月時点で、1,392法人

生産・流通コストの削減等

◆ 担い手の米の生産コスト削減

- ◇ 担い手が参画した技術・品種(農機のGPS自動走行システムや業務用多収品種など)の開発・実証事業を推進。また、継続的に生産資材メーカー、流通業者等と意見交換を実施 等



農機のGPS自動走行システム

『農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業』

農業法人と経済界の企業が連携して取り組む16のプロジェクトを支援

⇒例えば、大手自動車メーカーの現場改善活動とIT技術(管理ツール)を組み合わせた効率的な稲作経営モデルの確立、農作業負担を軽減する農業用アシストスーツの開発 等

◆ 生産・流通システムの高度化

- ◇ 大ロット化やモーダルシフト等を活用したサプライチェーンを構築し、抜本的に輸送コストを低減 等

◆ 農業基盤整備による生産性向上

- ◇ 農地集積や農業の高付加価値化に資する農地・農業水利施設の整備を推進

4 多面的機能の維持・発揮 (1) 日本型直接支払制度の創設

農業者と地域の共同活動で守られる多面的機能

農山漁村は、食料の生産だけでなく、国土・自然環境の保全などの多面的機能を発揮しており、都市住民を含む様々な人々に多様な恩恵をもたらしています。

他方、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況となっています。このため、地域の共同活動や営農活動等に対して支援する日本型直接支払を創設し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しします。



機能の種類	評価額
洪水防止機能	3兆4,988億円 ／年
河川流況安定機能	1兆4,633億円 ／年
地下水涵養機能	537億円 ／年
土壌侵食（流出）防止機能	3,318億円 ／年
土砂崩壊防止機能	4,782億円 ／年
有機性廃棄物分解機能	123億円 ／年
気候緩和機能	87億円 ／年
保健休養・やすらぎ機能	2兆3,758億円 ／年

注：農業の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会等の討議内容を踏まえて評価を行ったものである。

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年11月)及び関連付属資料

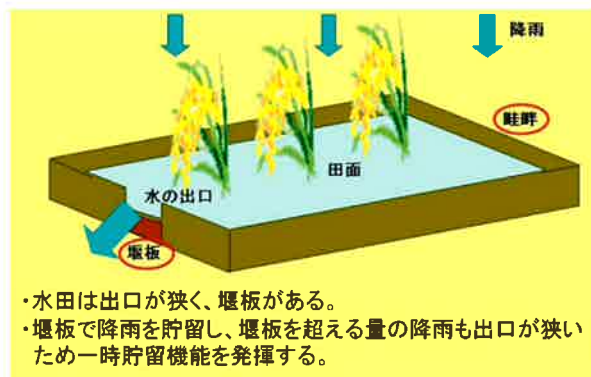
多面的機能の仕組み（一例）

●土壌侵食を防止する機能



水田では湛水することで雨や風による侵食を抑制

●雨水を一時貯留し洪水を防止する機能



・水田は出口が狭く、堰板がある。
・堰板で降雨を貯留し、堰板を超える量の降雨も出口が狭いため一時貯留機能を発揮する。

日本型直接支払制度の概要

多面的機能支払

農地維持支払 創設

多面的機能を支える共同活動を支援します。
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払 組替

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成、ピオトープづくり
- 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修




植栽活動

※農地・水保全管理支払を組替え・名称変更。

中山間地域等直接支払 現行制度維持


中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援します。



中山間地域(山口県長門市)

環境保全型農業直接支援 現行制度維持

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

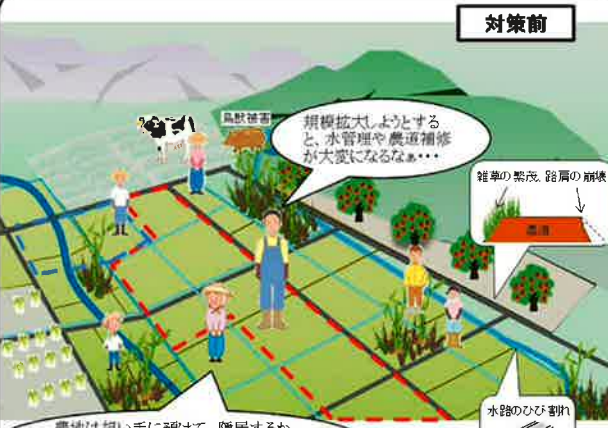


カバークロープ(緑肥)の作付け

※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。

多面的機能支払で構造改革を後押し

対策前



規模拡大しようとする、水管理や農道補修が大変になるなあ...

単純な集積、路肩の崩壊

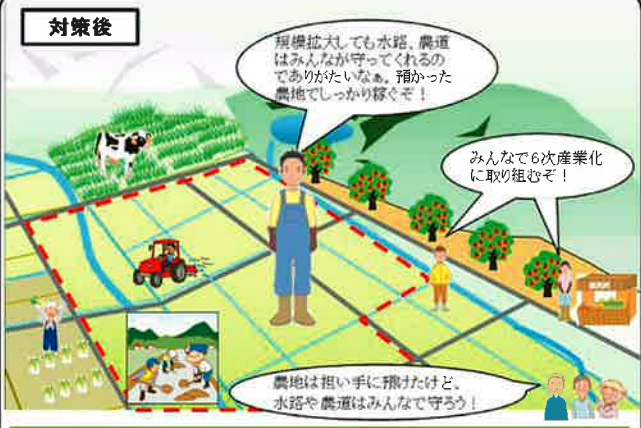
水路のひび割れ

農地は担い手に預けて、隠居するか、息子の元へ引っ越そうか...

このまま高齢化等が進めば...

- ・水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大
- ・農地を預けた人の中には地域を離れる人も

対策後



規模拡大しても水路、農道はみんなが守ってくれるのでありがたいなあ。預かった農地でしっかり稼ごうぞ!

みんなで6次産業化に取り組むぞ!

農地は担い手に預けたけど、水路や農道はみんなで守ろう!

水路や農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援

- ・担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める
- ・担い手への農地集積という構造改革を後押し

農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守ることで維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担



水路の共同管理




道普請

多面的機能支払の導入

主食用米の作付や生産調整の達成とリンクしない新たな支払(デカプリング)は、経営判断をゆがめることがなく、選択の幅を広げる

- 多面的機能を維持・発揮
- 担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売



多面的機能とは、水路、農道を含め、農地を農地として維持することにより発揮される、国土の保全、水源かん養、景観形成等の機能

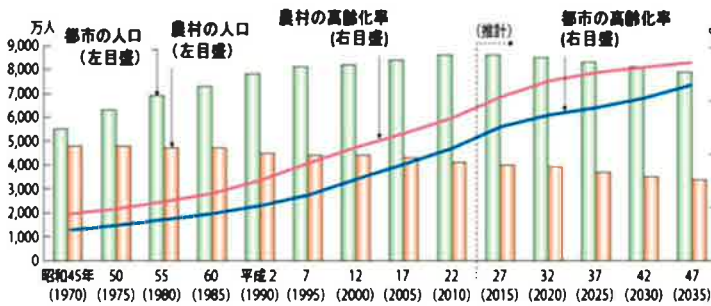
(2) 人口減少社会における農山漁村の活性化

農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で推進

農山漁村には、豊かな自然、美しい風景等の様々な地域資源がありますが、一方で高齢化や人口減少が都市に先駆けて進み、小規模な集落の増加により集落機能が低下しつつあります。

このため、基幹集落への機能集約と集落間のネットワーク化を進めるとともに、関係省庁と連携して、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野で「交流」を軸に地域資源を活かすプロジェクトを進めます。

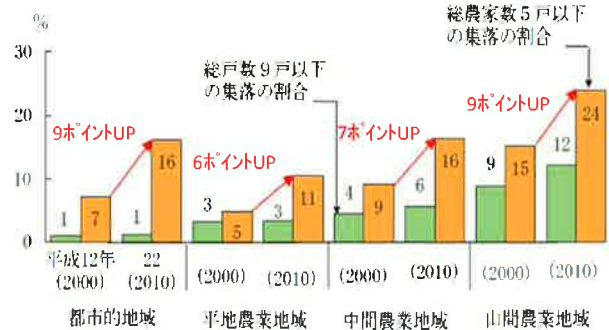
【DIDs・非DIDsの人口と高齢化率の推移と見通し】



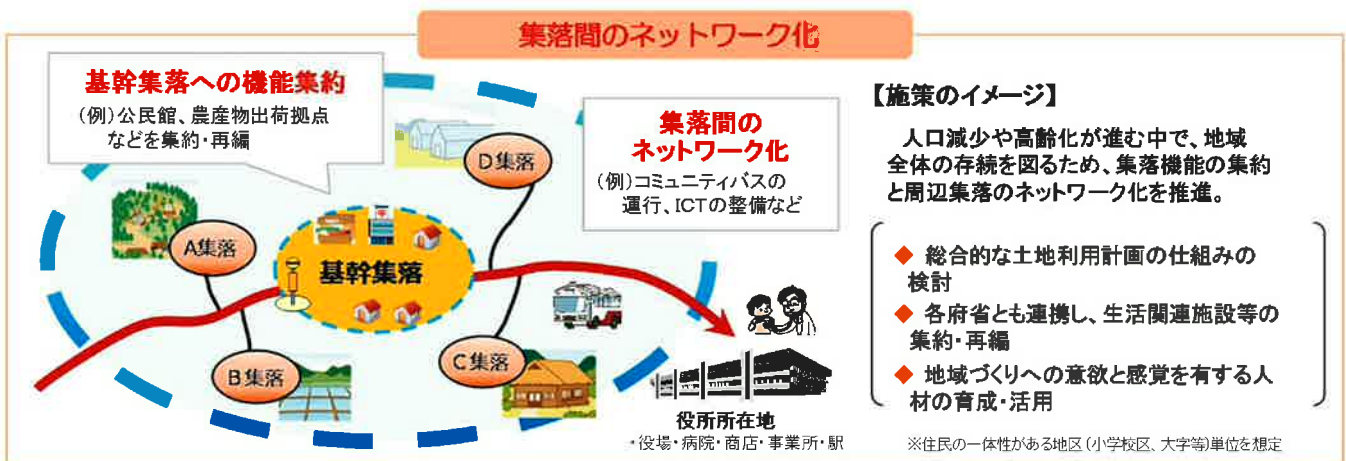
出典: 食料・農業・農村白書

注: DID: Densely Inhabited District (人口集中地区)

【小規模集落の割合の推移】



資料: 農林水産省「農林業センサス」(組替集計)



若年層の就業促進・雇用創出

農林水産業を中心として、他産業との連携も広げ、地域の雇用を生み出し、若者の定住を促進。

【施策のイメージ】

- ◆ 農山漁村への就業促進
- ◆ 地域資源を活用した新たな地域産業(6次産業等)の振興
- ◆ 林業の成長産業化(地域材や国産材CLTの活用、バイオマス利用等)



真庭市は、地域の木材関連業者・森林組合等と共同して、1万kW(22,000世帯分)の木質バイオマス発電事業を推進中(100人以上の雇用を見込)。

地域における女性・高齢者の活用

農山漁村における女性・高齢者の活躍の場を増やすことにより、地域社会の幅を広げ、地域経済の活性化に寄与。

【施策のイメージ】

- ◆ 女性農業経営者の発展支援
- ◆ 女性の知恵や感性を活かした新たな商品開発等の推進
- ◆ 「定年帰農」の推進
- ◆ 子育て・介護・買い物支援



人を呼び込む魅力ある農山漁村づくり

農山漁村の魅力を広く伝えるため、教育や観光・福祉等の様々な場面で都市住民が農山漁村と触れ合う機会を創出。

【施策のイメージ】

- ◆ 子供の農山漁村での体験学習
- ◆ 多様なスタイルの市民農園や福祉農園の整備
- ◆ 農村の空き家・廃校等の利用
- ◆ 鳥獣被害対策の担い手としての活用



・農山漁村における雇用機会を増加させ、地域の活性化に寄与。
・豊かな地域資源を有する農山漁村に若者を呼び込み、人口減少の歯止めへの貢献に期待。

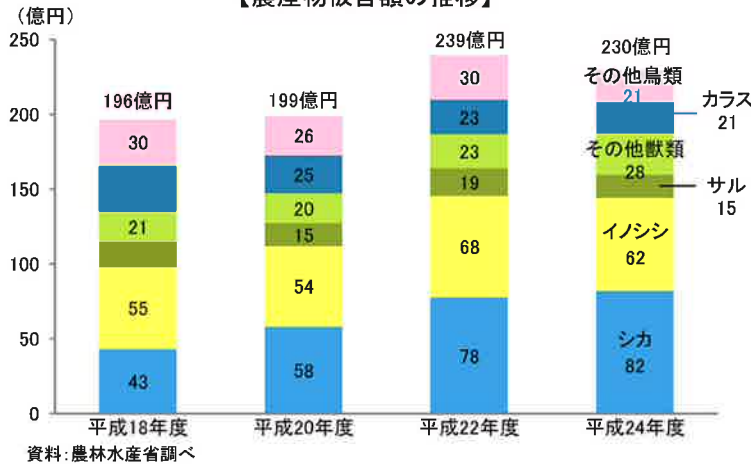
(3) 野生鳥獣による農林水産業被害対策の推進

鳥獣被害の軽減に向けた取組の推進

近年、シカ、イノシシ等の野生鳥獣が収穫前の農作物等を食い荒らすなどの被害が深刻化・広域化し、農作物の被害額は200億円を上回ります。生産者にとっては、収穫まで手間暇かけて育てた農作物等が失われることとなり、経営上の影響も深刻です。

このため、野生鳥獣の生態を踏まえた地域ぐるみの対策の実施、被害対策の担い手となる者の確保等を進めます。

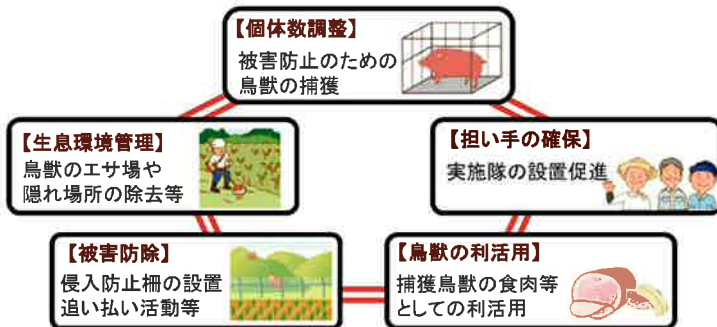
【農産物被害額の推移】



ダイコンを食害するニホンザル

地域ぐるみの被害防止活動の推進と捕獲対策の更なる強化

○市町村を中心とした地域ぐるみの被害防止活動を総合的に支援



○農作物等に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲数増大に向けた施策の展開



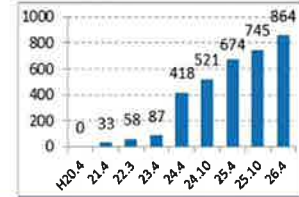
鳥獣被害対策の担い手確保

- 被害対策の担い手として、市町村における「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進
- 設置数が少ない地域等を中心に、実施隊の設置促進に向けた督励訪問活動を実施



実施隊員による捕獲活動(左)や藪刈り払い活動(右)

【実施隊を設置する市町村数の推移】



省庁間連携の強化

- 鳥獣被害対策の効果的な推進に向けて、関係省庁で構成された連絡会議を設置
- 各省庁の取組、環境省における鳥獣保護法の見直しを含めた検討状況等について情報を共有

【環境省との連携】

・鳥獣被害の抜本的な解決に向けて、鳥獣保護管理行政を所管する環境省による野生鳥獣の生息実態の解明や捕獲計画に基づき、環境省と農林水産省の連携・役割分担のもと、捕獲対策の強化、捕獲従事者の確保などを通じて、個体数を削減。

【警察庁との連携】

・鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の設置促進に向けて、実施隊員については、銃刀法の猟銃所持許可更新時の技能講習を免除しているほか、猟銃の所持許可期間が10年に満たない場合であってもライフル銃の所持許可の対象とするなど、メリット措置を実施。

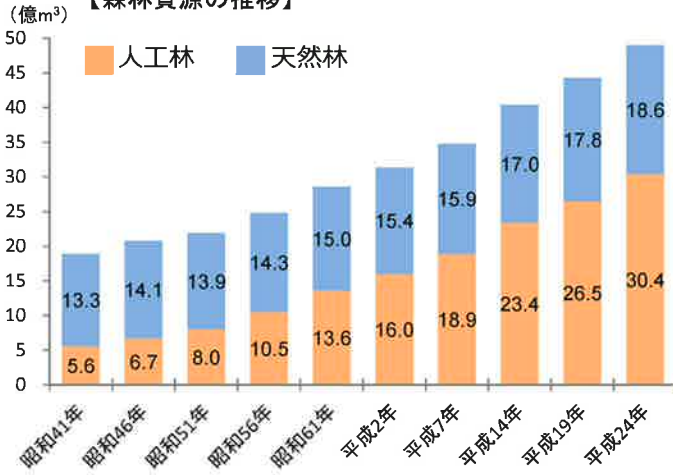
5 林業の成長産業化

本格的な利用期を迎えた日本の森林

戦後に造成された人工林が、今まさに本格的な利用期を迎えています。森林資源は着実に増加を続け、伐採して木材として利用可能となる人工林が年々増加しつつあります。

CLT（直交集成板）やセルロースナノファイバー（超微細植物結晶繊維）など新たな製品・技術の開発・普及や公共建築物等の木造化等による新たな木材需要の創出とともに、原木の大口ロット化、流通コストの削減を図りつつ、路網整備等による国産材の安定的・効率的な供給体制の構築の取組を進めます。

【森林資源の推移】



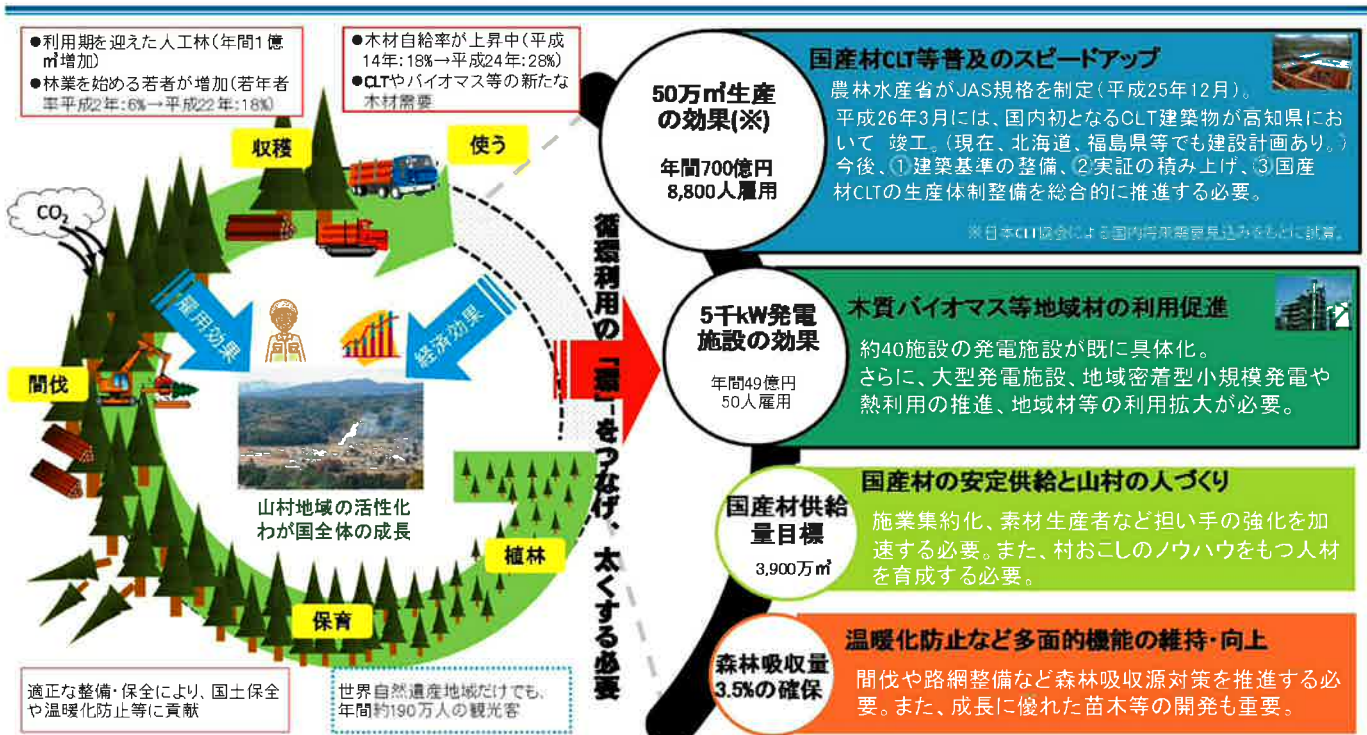
資料：林野庁業務資料（平成24年3月31日現在）
注：都道府県における収穫量の見直し等精度向上のため、平成24年は平成19年までと単純に比較できない。

CLT(直交集成板)



資料：日本CLT協会

林業の成長産業化を加速



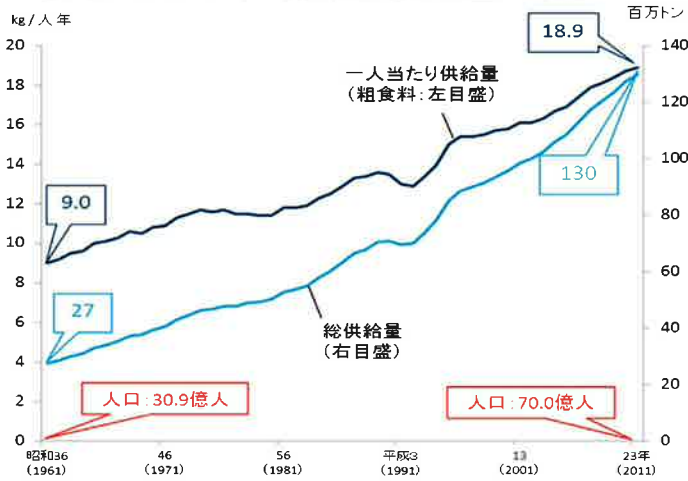
6 水産日本の復活に向けた取組の推進

浜の活力再生と消費・輸出の拡大による水産業の成長産業化

日本は、世界的好漁場を有する「水産資源大国」ですが、近年、漁業者の減少・高齢化、燃油価格の高騰等の厳しい状況に直面しています。一方、世界の水産物需要は拡大傾向にあり、日本の水産資源は、近い将来、一層貴重なものとなることを見込まれます。

このため、浜ごとの特性・資源状況を踏まえ資源を適切に管理しながら生産性を上げるとともに、消費・輸出を拡大することで、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させます。

【世界の1人当たりの食用魚介類供給量の推移】

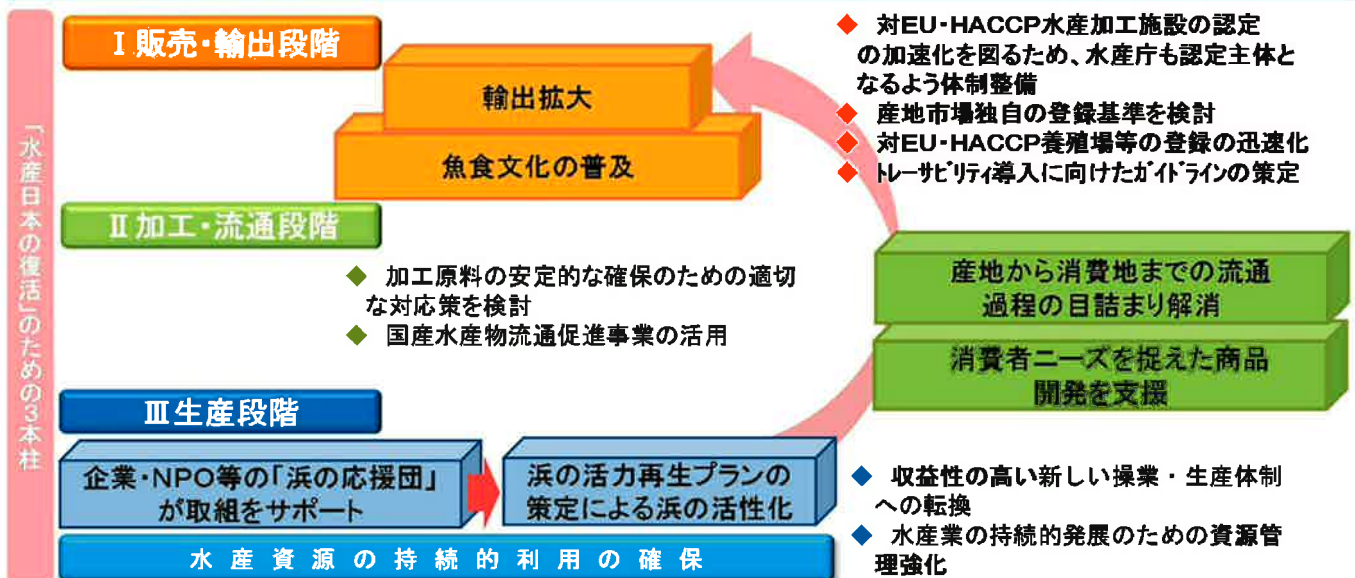


資料：FAO「Food balance sheets」及びUnited Nation「World Population Prospects」
注：粗食料とは、消費に直接利用できない部分を含んだ形態（例：かつおであれば頭部、骨、ひれ等を含んだ形態）



「未利用部位を活用したり、骨を取り除いて食べやすくしたファストフィッシュ商品（例）(Fish-1グランプリ「国産魚ファストフィッシュ」商品コンテスト受賞商品)

「水産日本の復活」に向けた出口戦略(マーケットイン)の展開



目標①：2020年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増（2012年：1,700億円）

目標②：「浜の活力再生プラン」を策定した漁村地域で、所得の10%以上の向上

(P4)

F B I 戦略

農林水産物・食品の輸出額を2020年（平成32年）までに1兆円とする目標を実現するために、日本食材の活用推進（Made FROM Japan）や「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）と、農林水産物・食品の輸出（Made IN Japan）を一体的に推進する取組で、FROM, BY, INの頭文字をとって「F B I 戦略」としている。

(P5)

HACCP (ハサップ)

原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析(HA)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(CCP)を継続的に監視・記録する工程管理システム。

(P8)

マーケットイン

製品のスペックよりもマーケットの声を重視し、よりニーズのある製品を作っていく発想。製品ありきではなく顧客ありきの販売戦略。

(P8)

医福食農連携

機能性を有する農林水産物・食品や介護食品の開発・生産・販売、薬用作物の産地形成、社会福祉法人等における農業生産の取組など、医療・福祉分野と食料・農業分野との連携の取組。

(P10)

A - F I V E (エーファイブ)

Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan

：(株)農林漁業成長産業化支援機構

農林水産物をはじめとした農林漁業・農山漁村の魅力を、2次・3次産業につなぎ、大きく高めていく取組を支援することで、農林漁業の安定的な成長発展、農山漁村の活性化等を図ることを目的に、農林漁業者が主体となった合弁事業体に対し、出資と経営支援とを一体的に行うため、平成25年2月に開業。

(P10)

バリューチェーン

生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセス。

(P13)

バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物に由来する有機性資源で、化石燃料を除いたものをいう。ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

(P14)

スマート農業

ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。担い手の高齢化による労働力不足や農作業の省力・軽労化、新規就農者への栽培技術力の継承等が期待される。

(P16)

農地中間管理機構

担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地の中間受け皿となる公的機関で都道府県段階に設置される。

(P18)

食料自給力

国内農業生産による潜在的な食料供給能力をいい、農地・農業用水等の農業資源、農業者（担い手）、農業技術から構成される。

(P26)

CLT (シーエルティー)

Cross Laminated Timber

：直交集成板

ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。厚みのある木製のパネルを作ることにより、断熱性、耐火性や強度が高まることが期待できる。

(P27)

浜の活力再生プラン

漁村地域の個々の現状に合わせて、浜ごとに「将来自分たちのあるべき姿」「取り組むべき課題」を、地域自らが考え、漁業所得の向上に取り組むプラン。

農林水産省の組織と関連キーワード

農林水産省本省

<関連キーワード>

大臣官房	基本的な政策の企画立案、予算、法令、国会関係、食料安全保障政策、環境政策、国際関係、統計調査、広報・報道、協同組合等の検査など
消費・安全局	食品の安全性の向上、表示の適正化、動植物検疫、食育の推進など
食料産業局	農山漁村・農林漁業の6次産業化、知的財産、地域ブランド化、地産地消、農林漁業成長産業化ファンド、輸出促進、バイオマス、食品産業政策など
生産局	農産物・畜産物の生産・流通・消費対策、各種生産技術対策、米の需給調整、政府米の売買・管理、環境保全型農業の推進、鳥獣被害の防止など
経営局	経営所得安定対策、農地流動化、農地中間管理機構、金融、税制等の経営環境の整備、新規就農など
農村振興局	生産基盤や生活環境の整備、農山漁村の活性化、農地・農村景観等の農山漁村の有する多様な資源の保全など
農林水産技術会議	試験研究の基本的な計画の策定、重点的に実施する研究の企画・推進、公的研究機関、大学、民間等の試験研究支援など
林野庁	多面的機能を持つ森林の整備・保全、林業・木材産業の振興、国有林野の管理・経営など
水産庁	水産資源の回復・管理、経営体の育成・確保、漁場保全、漁港・漁場整備など

地方出先機関

地方農政局	森林管理局	動物検疫所	森林技術総合研修所
北海道農政事務所	森林管理署	動物医薬品検査所	
地域センター	漁業調整事務所	農林水産政策研究所	
国営土地改良事業所	植物防疫所	農林水産研修所	

農林水産省は、食や農林水産業などに関する様々な情報を発信しています。是非、ご覧下さい。



ホームページ <http://www.maff.go.jp/>

基本施策から最新の注目情報まで、農林水産省のすべてがわかるWebサイトです

インターネットテレビ <http://www.youtube.com/maffchannel>

メールマガジン <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/>



ソーシャルメディア

食や農林漁業について、多くの方に興味・関心を持っていただけるように、農林漁業や旬の食材などを紹介しています。



フェイスブック <http://facebook.com/maffjapan>

ツイッター https://twitter.com/MAFF_JAPAN



広報誌 a f f (あふ) <http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/>

agriculture（農業）＋forestry（林業）＋fisheries（漁業・水産業）の頭文字をとったタイトルの月刊誌です。食育、森林づくり、魚食事情など、身近なテーマで農林水産行政をわかりやすく解説しています。



消費者の部屋 <http://www.maff.go.jp/j/heya>

本省、地方農政局等の「消費者の部屋」では、消費者の皆様からの農林水産行政、食料、食生活等についてのご相談を承っています。また、農林水産業に関する特別展示を週ごと（場合によっては月ごと）に開催しています。

発行：農林水産省

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 Tel:03-3502-8111(代表)

お問い合わせ先：大臣官房総務課広報室 Tel:03-3502-5594

平成26年8月